

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	令和6年4月～令和7年3月			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2024 年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行っている。 ◆本会の活動頻度 数ヵ月に一度、勉強会を開催 ◆参加者の状況 県・市町村議会議員 など ◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥30,000		9
	合計	30,000 円	（全て政務活動）	
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	2024 年 4 月 30 日他				
表題	ボネクタ政務活動プラン 奈良県議会議員 小村尚己				
対象者	県民、すべてのインターネットユーザー				
開設目的	広く県政での活動を知っていただくため				
按分率の説明	ブログ機能を主に使い県政報告を発信している。政党活動や選挙応援などの記事が僅かにあるため、県政報告ビラと同率の按分。				
内容	ボネクタのブログ機能を使い県政報告を発信。一ヵ月で約 2000 ビューワーに見ていただいている。また、全国地方議会勉強会のアーカイブや、全国議会議事録検索機能を用い、議会活動に役立っている。				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ政務活動プラン 4 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	12
	ボネクタ政務活動プラン 5 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	44
	ボネクタ政務活動プラン 6 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	69
	ボネクタ政務活動プラン 7 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	83
	ボネクタ政務活動プラン 8 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	104
	ボネクタ政務活動プラン 9 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	119
	ボネクタ政務活動プラン 10 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	134
	ボネクタ政務活動プラン 11 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	155
	ボネクタ政務活動プラン 12 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	174
	ボネクタ政務活動プラン 1 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	192
	ボネクタ政務活動プラン 2 月分	イチニ株式会社	11,682 円	月額定額	210

	ボネクタ政務活動 プラン 3 月分	イチニ株式 会社	11,682 円	月額定額	231
	合計 140,182 円 ※95% 充当 133,164 円				
備考	ホームページアドレス : https://go2senkyo.com/seijika/160776 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

料金について

政治活動部分と政務活動部分を整理し、料金も切り分けました。

プラン	料金	政治活動費分 (実質負担額)	政務活動費充当可能分 ※法分比率等により変更
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

— その他オプションメニュー —

更新作業代行サービス

月額 12,000円 〜 ※複数プランあり

広報広聴仕様のネット広告

バナー画像・YouTube動画・SNS配信
サブスクプラン、スポット広告も

Yonnector (ポネクタ) 利用規約

イチニ株式会社 (以下「当社」といいます。) は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員 (第1条に定義されます。) が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員 (第1条に定義されます。) として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本規約 (第1条に定義されます。) が成立します。

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Yonnector (ポネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.yonnector.jp>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体を含みます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者 (但し、これらに限定されません) が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した (当社に掲載を依頼した場合を含みます) 情報 (文章、写真、静止画、動画、音声等) を含みます。以下同じ。) のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- ⑫ 「本規約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条 (本規約の変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本規約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条 (会員登録)

1. 会員は、当社が定める方法に従って、(本サービスに複数のプランがある場合) 本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本規約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条 (アカウントの管理)

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送附されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条 (本サービスの料金)

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.yonnector.jp>) に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを提供することができ、
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位 (立候補予定を含む。) に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとし、次の各号に定めるとおり、変更後サービスの料金を一括して支払い済みである場合

(1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとし、

(2) 会員が変更前サービスの料金について月ごと支払いをしている場合

会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとし、

この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが完了した場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとし、

5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとし、

6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとし、

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとし、

2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を除く。）は、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとし、

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、

(1) 会員登録をした者が実在しない場合

(2) 本人でないことが判明した場合

(3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合

(4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合

(5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合

(6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合

(7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合

(8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合

(9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合

(10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合

(11) 本規約に違反した場合

(12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合

(13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞り処分な

とを受けた場合

(14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合

(15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合

(16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合

(17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合

(18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合

(19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、

第 8 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとし、

(1) 前条により会員資格を取り消された場合

(2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合

(3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合

(4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）

(5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合

(6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合

2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。

3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、

第 9 条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。

2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。

3. 第 1 項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。

4. 当社は、会員登録抹消の日から 30 日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。

5. 掲載情報の取扱いには、会員登録抹消後も第 10 条の定めに従うものとし、

第 10 条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとし、

(1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(2) 掲載情報その他の情報素材と組み合わせ、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること

(4) 第三者に対し、前 3 号の利用を再許諾すること

2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Web サイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。

3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権者人格権を行使させないようする

ものとしします。

第 11 条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができず。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第 12 条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等がでなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限られるなど、掲載できる情報が限定される場合があります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができず。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができ、また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるとします。
4. 当社は、前 3 項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとしします。

第 13 条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自ら「事業者」（消費者契約法第 2 条第 2 項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第 10 条第 1 項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利権を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第 14 条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとしします。

第 15 条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)

1. 会員は、当社が掲載情報に関する第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとしします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとしします。

第 16 条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとしします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信譽を毀損する行為

(5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為

(7) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になります行為

(8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為

(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為

(10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為

(11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為

(12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為

(13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為

(14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為

(15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるとします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとしします。

第 17 条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとしします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとしします。

3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。

4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとしします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者が生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容及び不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
- (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
- (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
- (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は消失若しくは毀損しないこと
- (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報の消失、毀損又は破損したことにより会員が生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。

5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に際して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通信停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

6. 本サービスの利用に際し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問はず。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。

2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとし、また、費用と負担において解決するものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に關して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本ウェブサイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、転送、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他の既存の権利者に留保されるものとします。

3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は自ら著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に關し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合に、本ウェブサイトに掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

(1) システム等の保守・点検を行う場合

(2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

合

(3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

(4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(5) 電気通信事業者が電気通信業務の提供を中止する場合

(6) 電気通信事業者で定める重要通信を確保するために必要な場合

(7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者が生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利、財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の帰属及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付 (VAX 送信を含みます。以下同じ。) その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を送付した時点からその効力を生じるものとします。

第28条 (損害賠償)

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重大失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去1年間に当社が当該会員から現実に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第29条 (問い合わせ)

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第30条 (権利義務の譲渡等の禁止)

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第31条 (合意管轄裁判所)

本契約に關して訴訟の必要が生じた場合は、訴訟に於いて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第32条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊犯罪犯罪団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用して認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に利害されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係を有する企業、団体と取引等を行っていると思われる関係に有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わなければならないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第33条 (秘密保持)

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他の形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のために必要のある役員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解除その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第34条 (分離可能性)

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係が無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第35条 (準拠法)

本規約に基づき本規約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第36条 (残存条項)

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第10条、第11条、第12条第4項、第13条、第14条第2項、第15条、第16条第3項及び第4項、第17条第3項及び第4項、第18条、第19条第2項、第20条、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条第4項、第33条、第34条、第35条、本条、第37条並びに第38条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

附則

2016年11月1日 制定・施行
2018年12月4日 改定
2020年3月31日 改定
2023年9月8日 改定

第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」(以下「本プラン」といいます。)を利用する会員(以下「本プラン会員」といいます。)については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費(地方自治法第100条第14項)の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」といいます。)に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付(按分比率を含む。)について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間(第6条参照)にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続きにより本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認められた日の翌月から本サービスのプランを変更することができ、(以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。)。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項(以下「プラン変更事項」といいます。)に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づき本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにも関わらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後その見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるところとします。

第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録(以下「対象議事録」といいます。)の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小村尚己

年 月 日	令和6年4月～令和7年3月			
年会費名	奈良政策研究会・会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6%（懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活躍している ◆本会の活動頻度 年四回の講演の開催、県外研修 ◆参加者の状況 地方議員、経営者や団体の役員等が参加 ◆効果 本会議等での質問に役立てている			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	14
	5月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	46
	6月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	66
	7月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	86
	8月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	102
	9月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	122
	10月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	137
	11月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	153
	12月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	177
	1月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	195
	2月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	213
	3月会費	5,220円	会費（振込手数料含む）	234
	合計	62,640円	全て 66.6% 充当	3,476円×12か月=41,712円
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.25 23,589 部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前 (大きく表記されているもの) と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5% 以下なので 95% で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	8,260 円	12 面×20 シート×10 冊	19
	広報誌添え状 用 A4 コピー 用紙 2,500 枚	amazon	2,193 円	2,500 枚	20
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	124,718 円	@62×1,849 通 @84×120 通	29
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	13,359 円	@73×183 通	30
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	168 円	@84×2 通	36
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	336 円	@84×4 通	38
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,848 円	@84×22 通	42
	印刷・デザイ ン・構成費・ 三つ折り加工	(株) F G	33,000 円	@10×3,000 枚+消費税	43
	印刷・デザイ ン・構成費・ ポスティング 費	(株) F G	328,395 円	@14.5×20,589 枚+消費 税	43
	振込手数料	南都銀行	220 円		43
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	336 円	@84×4 通	50
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	924 円	@84×11 通	52
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	672 円	@84×8 通	55
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	252 円	@84×3 通	57

	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	252 円	@84×3 通	61
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	168 円	@84×2 通	63
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	336 円	@84×4 通	78
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	420 円	@84×5 通	79
	合計 515,857 円 ※95%充当 490,059 円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。



令和6年度

奈良県政スタート!!

奈良県議会2月定例会が閉会

こむらも所属している「自由民主党・無所属の会」が提出した修正案が賛成多数で可決され、4月から令和6年度の奈良県政がスタートしました。

修正案
動画

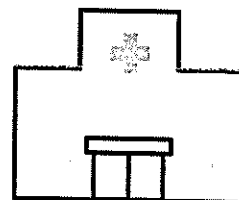


こむらが解説

令和6年度予算の注目ポイント

●西和医療センターの移転整備

中西町長をはじめとする町職員の尽力により、全候補地の中で最高点を獲得し、斑鳩町に決定しました。私も、生駒郡内への移転を確保するために町長と連携し尽力しました。これにより、斑鳩町をはじめ、生駒郡のまちづくりが大きく前進しはじめます。



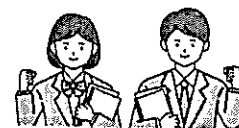
●高校授業料の無償化

私立高校※1 国の就学支援金と合わせ最大63万円※2 最大 5万9,400円
公立高校 国の就学支援金により支援 最大5万9,400円

※1 私立高校、高等専門学校、私立専修学校(高等課程3年制)、通信制高校(県内設置の県認可校)

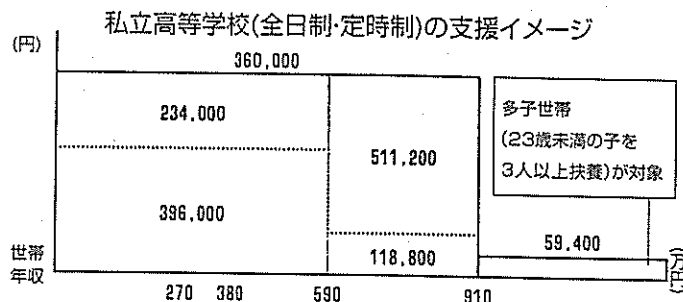
※2 通信制は最大32万1000円

※3 23歳未満の子を3人以上扶養する世帯



高校授業料の実質無償化は経済的理由で子どもたちが進路選択を諦めることがないようにする政策です。

私も塾経営者としての経験があり、政治家になる前から、この課題に直面していました。実質無償化のスタートは大変喜ばしいことですが、世帯年収910万円の壁など、まだ解決すべき課題は多く残っています。予算には、賛成ですが知事の一方的な発表により、制度の議論ができなかったことが残念です。同予算でこむら独自案を提示しました。



●県民の命と財産を守るための防災力の強化

奈良県の防災力向上のため、有識者会議などを開き専門家から意見をつのり、総合防災体制基本構想を策定するための予算です。また消防学校の移転についても同様です。知事は防災の専門家ではありません。思い付きの政策では県民の皆様の生命と財産を守ることはできません。

●奈良県農業の海外市場拡大

奈良県の農業を魅力的な産業に育て上げるために、海外市場を対象にした奈良県産農産物の輸出促進を目的とした予算です。具体的には、イチゴの長距離輸送技術の開発、生産地の基盤強化、さらには輸出実態や海外市場でのニーズ調査が進められます。これらの取り組みにより、奈良県農産物の国際競争力を強化します。

●魅力的な観光地域づくり

この予算は、県と市町村が連携して観光振興を進めることを目的としています。具体的な施策として、観光業界の人材不足に対する対策、宿泊施設への補助制度の強化、さらには海外市場へのプロモーション活動が含まれます。これらの取り組みにより、地域の魅力を高め、訪問者の増加を目指します。

●その他の予算

発達障がい児の支援
学校の先生の負担軽減策
県立医大新キャンパス整備
ならの道リフレッシュプロジェクト
など

詳細は
こちら



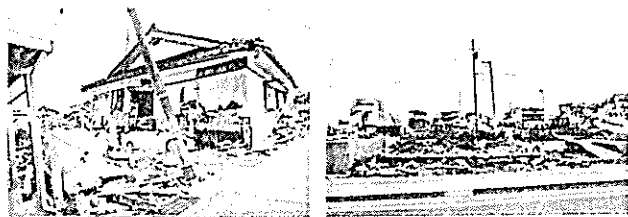
奈良県議会において、修正予算案が可決されたのは戦後初!

こむらのコラム

自由民主党・無所属の会の有志として、奈良県がカウンターパート方式で重点的に支援を行っている石川県穴水町へ災害義援金を届けました。

被災地の視察では、穴水町をはじめ、被害が大きかった珠洲市、輪島市を訪れました。

発災から数ヶ月が経過しているにも関わらず、復興が進んでいない現状を目の当たりにし、被災地の人々の困難と苦悩を感じ取ることができました。そして、災害の恐ろしさを認識しました。

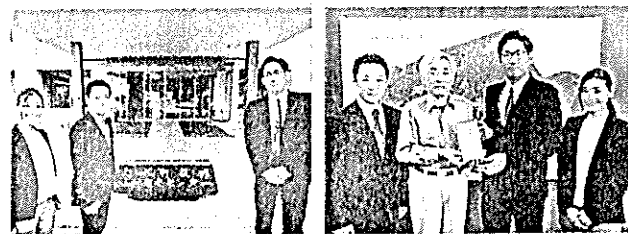


政治家の重要な仕事の一つは、国民の命と暮らしを守ることです。自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、防災と減災に取り組むことは可能です。この責任は行政に課された使命であります。

私自身が大きな災害を経験したわけではありませんが、災

害の影響を目の当たりにするたび、その深刻さと、我々政治家の役割の重要性を痛感しています。

防災に関する取り組みを深めることで、少しでも多くの人々の命を救い、災害の恐ろしさから守ることができると信じています。



裏話

2月議会での一般質問前は、文字通り寝ても覚めても防災のことばかり考えていました。朝起きてからトイレに行くまで防災を考えていて、いつからこんなに防災に熱心になったのかと考え、過去の県政報告を振り返ると、2021年末に発行されたVol.11や2023年1月のVol.17も、防災や災害に関する内容でした。最近読んでおもしろいと思った小説も政治家についてのもので、「政治家になるために生まれてきたのかもしれない」と、穴水町へ行く車の道中で笑いながら話していました。

令和6年度2月定例会において、一般質問を行いました。

- ① 広域防災拠点について
- ② 大阪・関西万博について
- ③ 私立高校授業料等軽減補助金の拡充について
- ④ 障害者スポーツの活性化について

一般
質問



今回の一般質問後には、「知事に勝ったな」という声もいただきました。確かに、知事が何度か答えられない場面があり、いわゆる「論破」したかのように見えたかもしれませんが、さらに、奈良県議会が全国から注目され「自民党VS知事、

維新」のような対立構図で報道されています。

しかし、私たちの目的は勝ち負けではありません。常に「これが本当に奈良県のためになるのか」「計画は十分に精査されているのか」を念頭に置いて質問の準備や政治活動をしています。また、予算の修正案についても、我々会派は議論に議論を重ねて提出しました。

知事・理事者の皆さん、もしくは他会派と対立構造を作る気は毛頭ございません。私たちが、政党も背景も関係なく、「ただただ奈良県民のために」という本来の目的を見失うことなく、議論をしっかりとしたその先には、必ず奈良県の発展があるはずですよ。

政治の世界に正解はありません。だからこそ、奈良県議会議員として、奈良県民の命を守るため、また、さらなる奈良県の発展を確かなものとするため、さまざまな声に耳を傾け、対話を重ねる姿勢をさらに強いものにし、県が市町村とともに歩みながら発展する、「傾聴と協調」の県政が執行されることを願ってやみません。

国政自民党には呆れています。それでも私が自民党に所属する理由は、奈良県初の内閣総理大臣を誕生させるためです。地方から政治は変えられる。古い自民党をぶっ壊し、泥臭く、まじめにコツコツ行動する政策集団をつくるために頑張ります。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動
はこちら

Instagram

X

ご意見ご要望
はこちら

LINE

小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379 Mail komura@kyouikujuuku.com

FAX 0745-75-7898

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 小村尚己

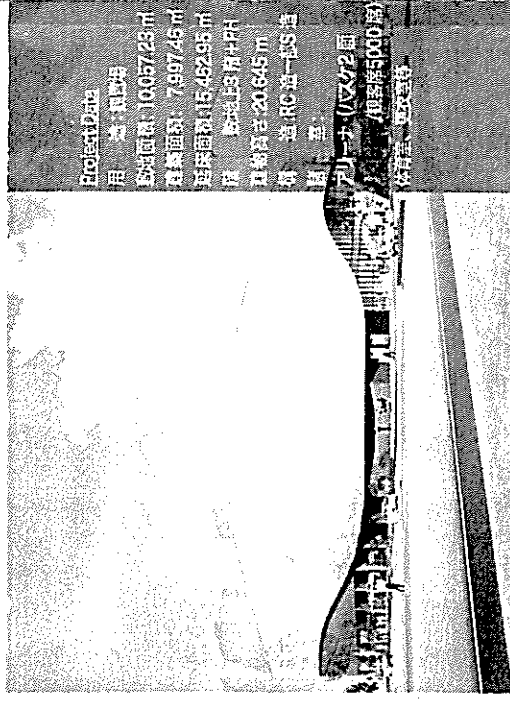
年 月 日	令和6年5月9日（木）・5月10日（金）				
政務活動先	国交省 防衛省 オープンハウスアリーナ太田 横浜 BUNTAI				
政務活動の目的	奈良県の総合防災体制における課題や道路事業、災害時の自衛隊の対応。 国スポに向けての新アリーナ整備についての調査や研究を行った。				
相手方	国土交通省 航空局安全部安全対策課 小型航空機安全対策官 佐考昌平氏 専門官 田畑勉氏 道路局企画課 道路経済調査室 課長補佐 野村文彦氏 国道・技術課 直轄高速係長 杉原大介氏 防衛省 統合幕僚幹部 参事官付企画官 上野和人氏 防衛装備庁 プロジェクト管理部事業管理官付 調整係長 高木翔汰氏 太田市 文化スポーツ部スポーツ施設管理課 課長 小此木淳氏 株式会社 YOKOHAMA 文体 部長 浅原誠治氏 横浜武道館 館長 大山圭子氏 横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興部長 熊坂俊博氏 スポーツ振興課担当課長 平野直人氏				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	国土交通省 防災拠点における航空機の離着陸や進入ルート確保、災害時・緊急時の運用に関する基本的な考え方について説明を受けた。あわせて、航空法の枠組み、高規格道路整備の目的と必要性、道路建設における広域的な物流・避難・救援活動との関連性について理解を深めた。 防衛省 CH-47 ヘリコプターの運用概要、群馬県内の飛行場における災害時活用の事例、能登半島地震での活動内容などの説明を受けた。災害派遣における自衛隊の出動要件、物資輸送における優先順位の考え方など、実際の運用に即した知見を得た。 オープンハウスアリーナ太田（群馬県太田市） アリーナの多用途性に加え、災害時の物資集積拠点としての機能、周辺施設との動線や導線の確保など、運営実務と防災を両立した設計について視察。開放感のある構造と市民利用の両立が図られていた。 横浜 BUNTAI（横浜文化体育館） スポーツ・音楽イベント双方に対応した多用途設計に加え、隣接ホテルとの連携など、民間視点を取り入れた効率的な設計が印象的であった。武道館部分は約3,000人規模の収容力があり、市民利用にも適した設計となっていた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国交省 防衛省	新幹線（往路）	京都～東京	13,970円	21
	帰路	新幹線（復路）	新横浜～京都	13,500円	22
	国交省 防衛省	JR西日本（往路）	法隆寺～京都	990	23

	太田アリーナ	特急	北千住～太田	2,250 円	24
	横浜 BUNTAI	特急	太田～北千住	2,250 円	26
	帰路	JR 西日本 (復路)	京都～法隆寺	990	27
	宿泊費	10,400 円	内訳:		25
	会費	円	内訳:		
	合計 44,350 円 (全て政務活動費)				
備考	添付資料: 資料など				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

UNTAI

機兵 文化体育館の歴史を継承し、文化・人・まちをつなぐ機運UNTAI



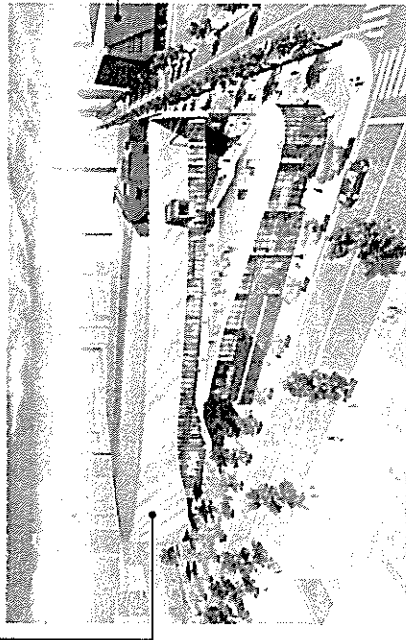
横滨文化体育館再整備事業

Yokohama Cultural Arena Redevelopment project



Concept

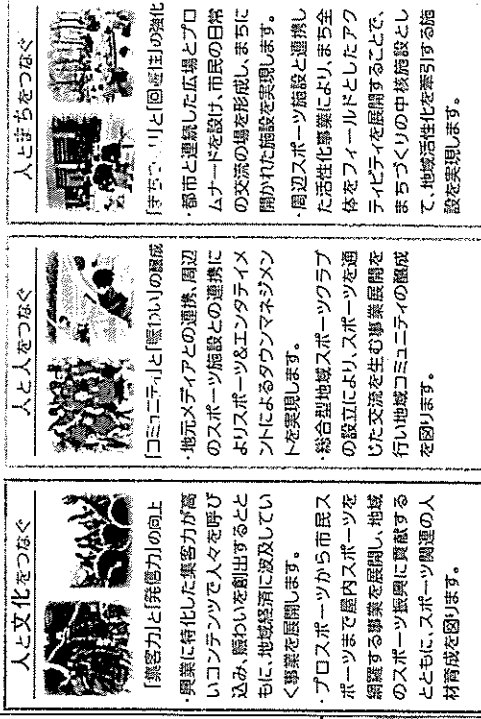
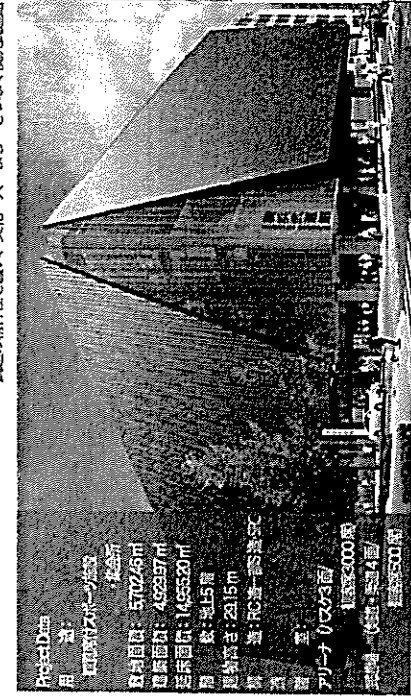
国内外をつなぐまちづくりをリードし、スポーツ・音楽による新たなムーブメントを発信するまちへ



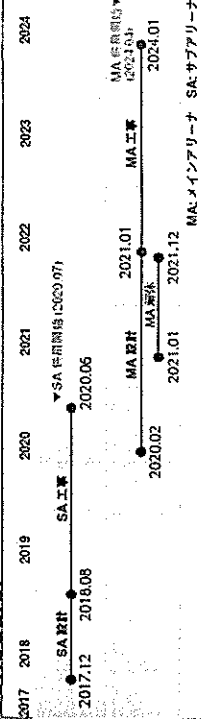
Sub ARENA

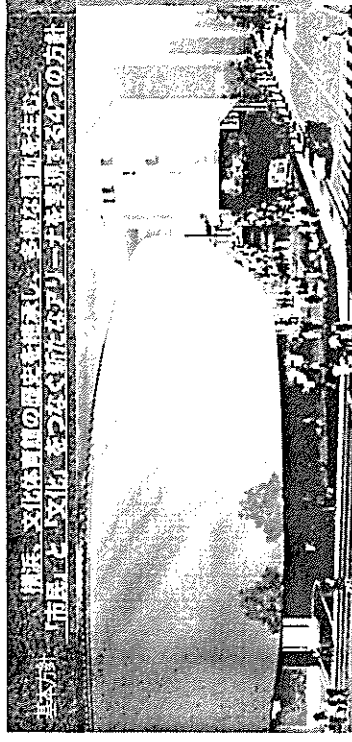
橫濱武道館

武蔵の精神性を讀み 文化・人・まち をつなぐ横浜武蔵館

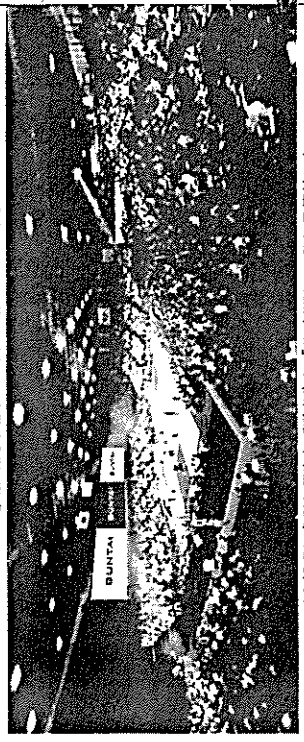


Schedule:





01.まちづくりの象徴として、交通と集客を生む「ワンホリックアリーナ」
 ・鶴巻とステーション間の一体感を生む「創鳴響アリーナ」
 ・人々を引き込み、まちづくりの象徴となる有線デザイン
 ・地元に開き、賑わいと交流の集積となる広場



02.観客に多様な娯楽と感動を生む「ハイパワーマンズアリーナ」
 ・競技者のパフォーマンスを最大限引き出すアリーナ
 ・「みる」スポーツ観戦に特化した「魅せるアリーナ」
 ・新たなスポーツ観戦を担うプレミアムフロア



03.多様な娯楽利用に特化した最先端の「エンターテイメントアリーナ」
 ・高水準のインフラ設備を有する創鳴響アリーナ
 ・多様なイベント運営を可能とする機能的なバックヤード
 ・イベントのない日も多様な活用が可能な複合計画



04.多様なニーズに応え、多様な活用が可能な「フレキシブルアリーナ」
 ・フレキシブルな利用が可能な多目的体育室
 ・駅周辺にある駐車場エリア



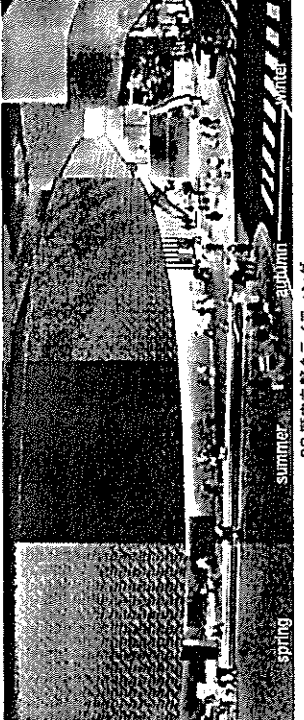
05.文化の継承と振興に向けた演出をイメージする建築ファサード
 ・歴になびく鶴巻のゆかりをイメージしたデザインとし、
 見る場所や時間によって見え方の異なる、移ろいを感じる風景を演出



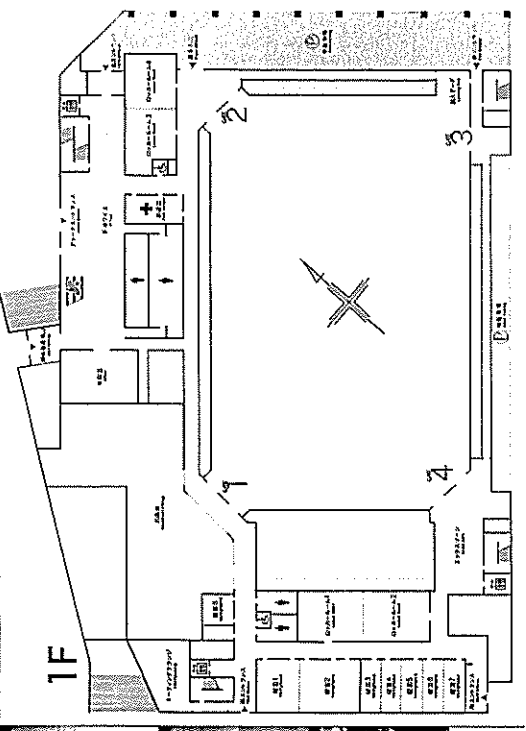
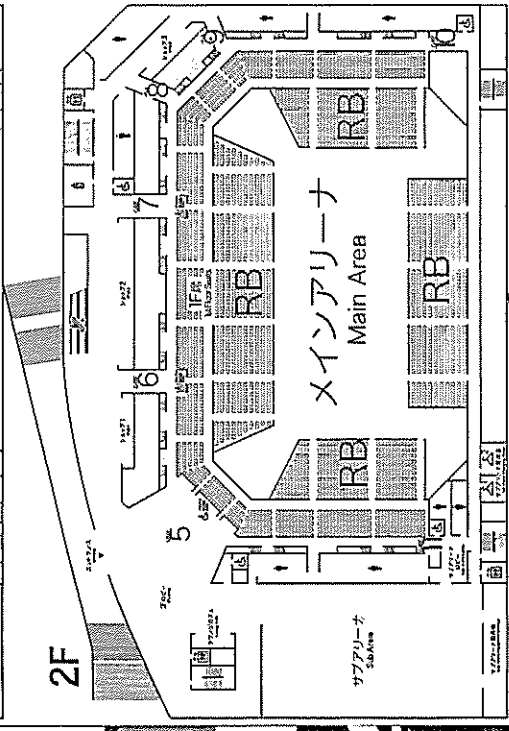
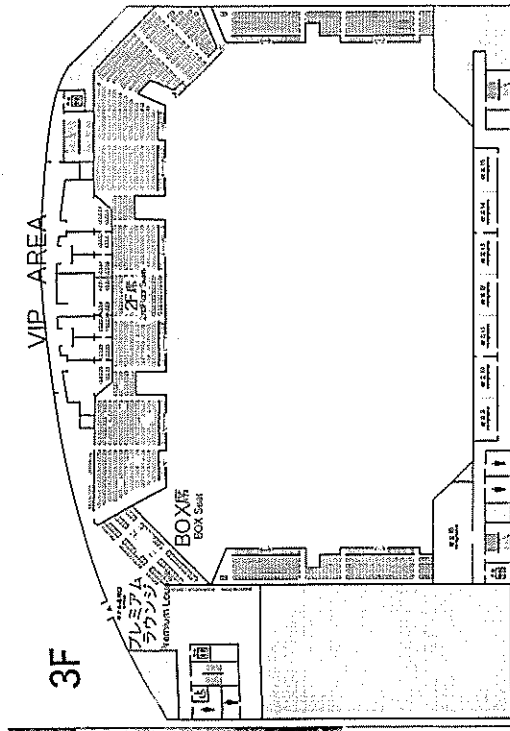
06.この地に流れる時間を感じさせるランドスケープ
 ・旧文庫でも広場及び階段に使われていた、鶴巻市電の敷石を継承し、
 この地に流れる時間を感ぜられるデザイン



07.無彩色を基調とする内装計画
 ・共用部は無彩色を基調とした配色とすることで、
 イベントに合わせた演出を引き立たせるデザイン

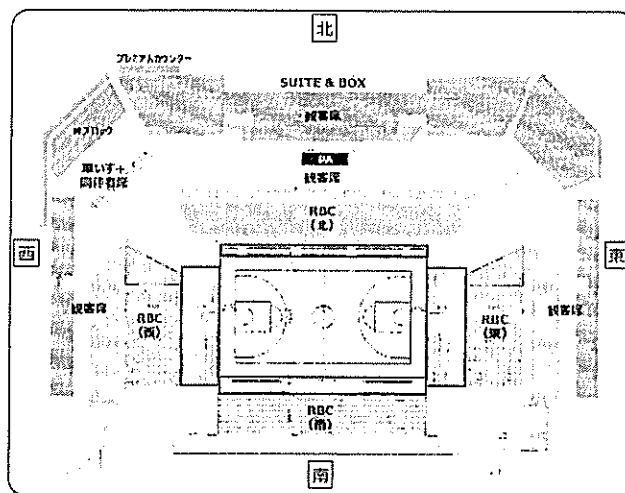


08.歴史を継ぐライティング
 ・足元に広がる駅内の歴史と、この先の未来へと突き進むイメージをライティングによって繋ぎ、
 イベントに合わせた様々な表情を演出



レイアウト例（バスケットボール：1面）

BUNTAI

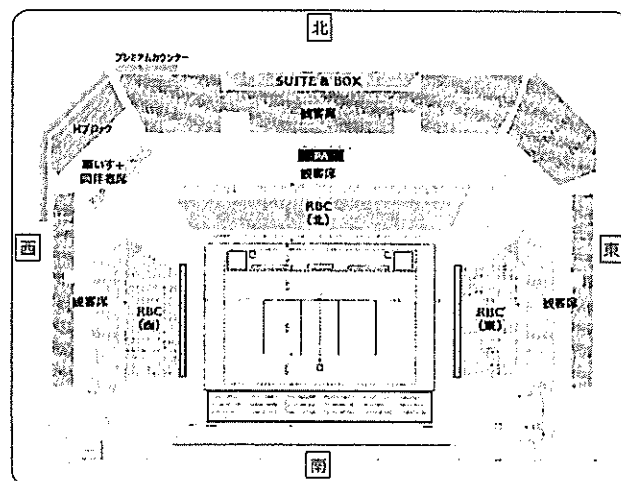


3F	SUITE / BOX / M7ブロック プレミアムカウンター167席	
3F	二階席	1,640席
2F	一階席 (PA席30席分含まず)	1,066席
2F	車いす席	7席
	車いす同伴者席	7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	309席
	車いす席	16席
	車いす同伴者席	16席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 5,040席

レイアウト例（バレーボール（6人：1面））

BUNTAI

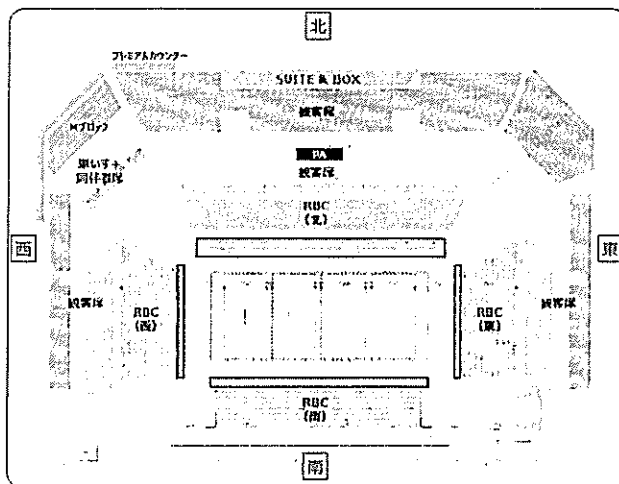


3F	SUITE / BOX / M7ブロック プレミアムカウンター167席	
3F	二階席	1,640席
2F	一階席 (PA席30席分含まず)	1,066席
2F	車いす席	7席
	車いす同伴者席	7席
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,340席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	300席

総合計（車いす席/同伴者席含む） 4,527席

レイアウト例（卓球：4面）

BUNTAI

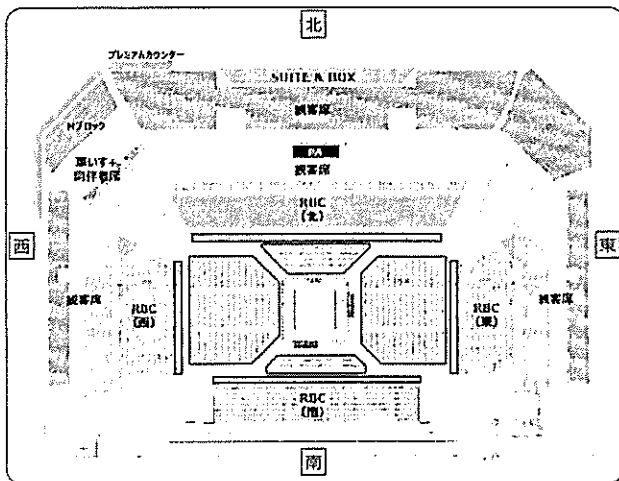


3F	SUITE / BOX / M7ロック プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席 2席 車いす同伴者席 2席	
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	313席

総合計（車いす席/同伴者席含む） **4,932席**

レイアウト例（格闘技等）

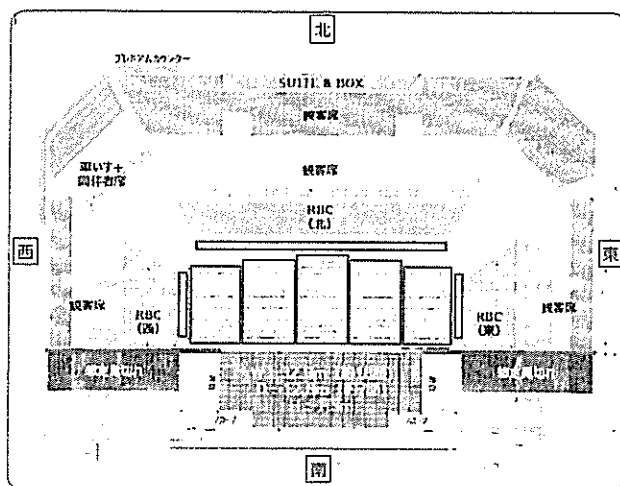
BUNTAI



3F	SUITE / BOX / M7ロック プレミアムカウンター167席	
3F	一般席	1,640席
2F	一般席 (PA席30席含まず)	1,066席
2F	車いす席 2席 車いす同伴者席 2席	
RBC	ロールバックチェア (可動観客席)	1,732席
アリーナ	スタンディングチェア (仮設席)	1,163席

総合計（車いす席/同伴者席含む） **5,782席**

BUNTAI



3F	SUITE / BOX / N2プロック カバムカブス（1621席）	
3F	一段席	1,552席
2F	一段席	976席
2F	組いす席 半いす席（併設席）	2席 7席
RBC	ローバルウィア (可動観音席)	1,160席
アリーナ	スタンディングエリア（観客席）	1,165席

総合計（車いす席含む） 5,034席

アクセス

年度	利用 区分	日	時 間 帯			
			9-12	12-17	17-22	1日
平成 27年度 (1年度)	なし	練習	平日 6,600	12,100	9,900	27,500
		大会	平日 8,800	15,950	13,200	36,300
		大会	平日 17,600	31,900	26,400	77,600
		練習	23,100	41,400	34,650	94,600
		その他	平日 73,700	133,650	122,650	303,600
	あり	練習	95,700	173,800	159,500	394,900
		大会	平日 73,700	133,650	122,650	303,600
		大会	平日 95,700	173,800	159,500	394,900
		練習	平日 191,400	347,600	318,450	781,000
		その他	248,600	451,550	414,150	1,014,200
年度	利用 区分	日	時 間 帯			
			9-12	12-15	15-18	18-22
平成 28年度 (2年度)	なし	練習	平日 2,200	2,200	1,760	9,350
		大会	平日 2,750	2,750	2,200	11,550
		大会	平日 3,300	3,300	2,640	13,750
		練習	4,400	4,400	3,520	18,425
		その他	平日 6,600	6,600	5,280	27,500
	あり	練習	8,800	8,800	7,040	35,575
		大会	平日 9,900	9,900	7,920	41,250
		大会	平日 13,200	13,200	10,560	54,725
		練習	13,200	13,200	10,560	54,725
		その他	平日 13,200	13,200	10,560	54,725
年度	利用 区分	日	時 間 帯			
			9-12	12-15	15-18	18-22
平成 29年度 (3年度)	なし	練習	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		大会	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		大会	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		練習	1,400	1,400	1,100	1,320
		その他	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
	あり	練習	2,200	2,200	1,760	9,350
		大会	平日 2,750	2,750	2,200	11,550
		大会	平日 3,300	3,300	2,640	13,750
		練習	4,400	4,400	3,520	18,425
		その他	平日 6,600	6,600	5,280	27,500
平成 30年度 (4年度)	なし	練習	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		大会	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		大会	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
		練習	1,400	1,400	1,100	1,320
		その他	平日 1,400	1,400	1,100	1,320
	あり	練習	2,200	2,200	1,760	9,350
		大会	平日 2,750	2,750	2,200	11,550
		大会	平日 3,300	3,300	2,640	13,750
		練習	4,400	4,400	3,520	18,425
		その他	平日 6,600	6,600	5,280	27,500

本利用規約には、全員の同意を得た上で、他方利用にかかる期間を定める。本利用規約を利用する場合は、他方利用を承諾するものとします。

また、他方利用の目的は、経理上の利用に限らず、自己別の利用目的の裏に12分の1を超えて算出され、それぞれ1.25%を超えて算出されます。

本規約の計算上において、単位時間として1時間とします。当該単位時間未満の時間を、単位時間を上回る場合は、当該単位時間を1とします。

本日を基に、単月の大会、月別の開催、1試合は1試合とします。

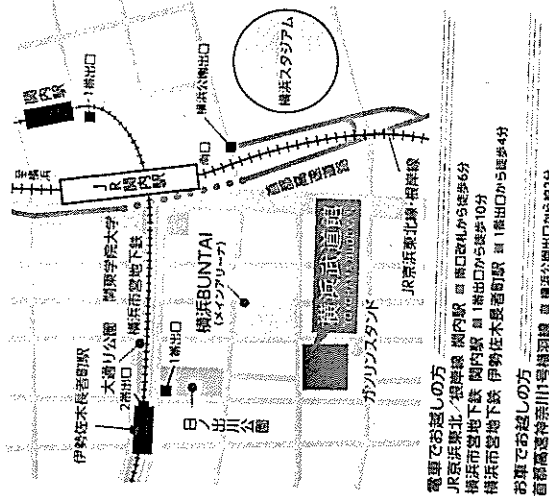
本規約は、本規約の第12条(7)に基づき、本規約を適用します。

本規約は、本規約の第12条(7)に基づき、本規約を適用する。本規約は、本規約の第12条(7)に基づき、本規約を適用する。本規約は、本規約の第12条(7)に基づき、本規約を適用する。

一般利用：試験場・多目的室は予約システムよりご予約ください。
アリーナの利用に関してはお問い合わせください。
※大会、大規模イベントについては優先予約が可能です。別途ご利用ください。

65631

アクセス

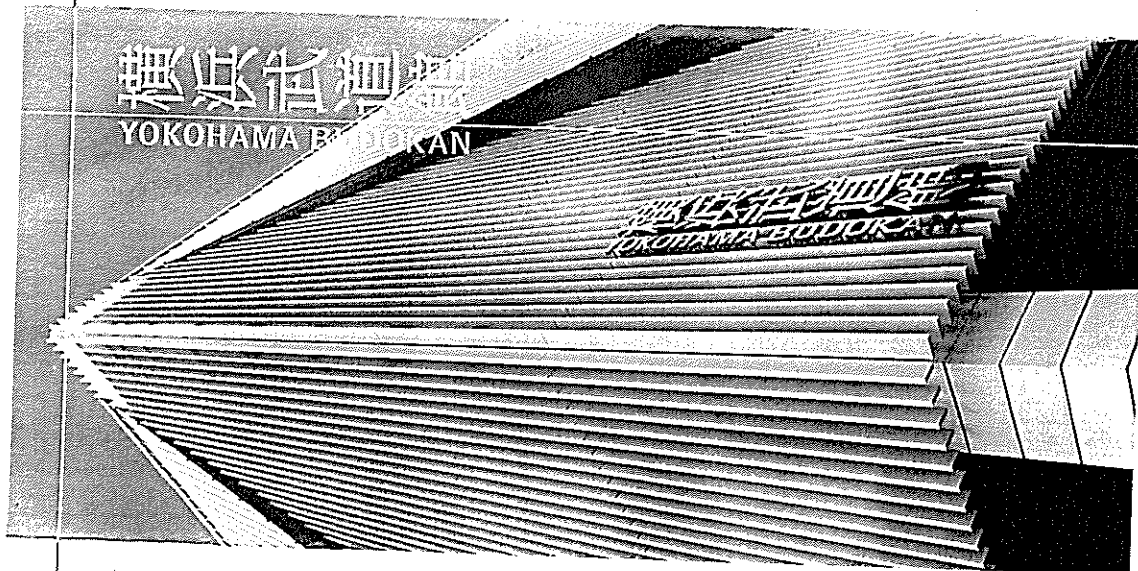


黄沢武道館
〒231-0078 横浜市中区鶴町2-9-10
TEL: 045-226-2100
FAX: 045-226-2110
E-mail: yokohama-budokan@yssc.or.jp
WEB: <https://www.budokan.buntai.jp/>
開館時間 9:00~22:00
※開館日は不定額となります。詳しくはWEBをご覧ください。

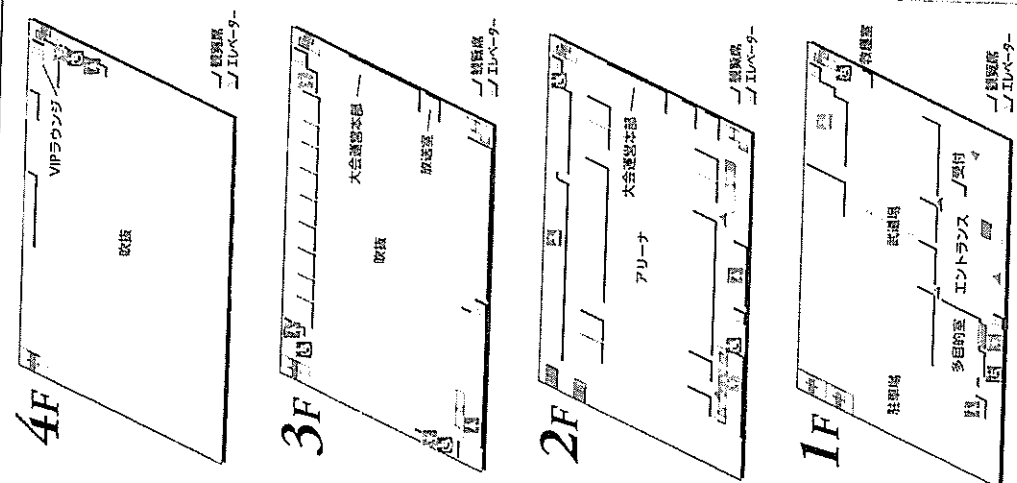
横浜BUNTAI
-メインアリーナ-
(旧:横浜文化体育館)

2024年4月オープン予定

株式会社YOKOHAMA文体



フロアマップ



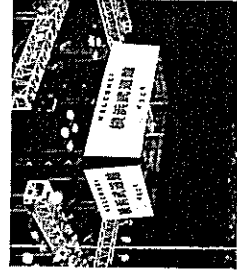
アリーナ | 2F



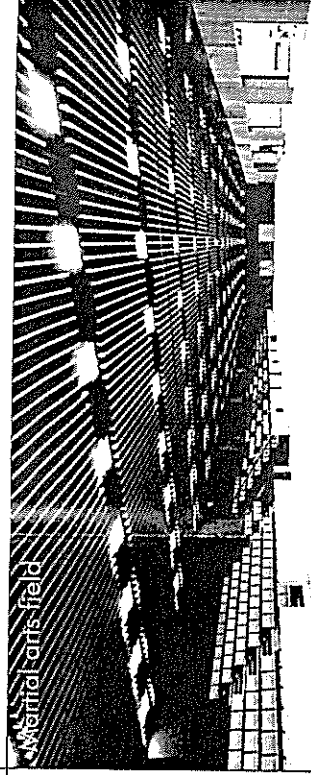
市民スポーツからプロの大会まで、
約3,000席・大型センタービジョンで盛り上がる。

国際スポーツ大会や興行イベントまで楽しめる施設です。
観覧席は約3,000席、大型ビジョンも完備で、プロチームの試合やコンサート、展示会など、様々なシーンでご利用いただけます。

面積: 2,622㎡ (38×69m)
天井高: 14.5m
観覧席: 2階 移動観覧席 1,312席
スタッキング椅子 562席
3階 固定観覧席 580席 (うち車椅子席14席)
移動観覧席 520席
VIPラウンジ: 4階 (バリアフリーに16席)



武道場 | 1F



Martial arts field



横浜武道の新しい聖地へ！
大会・団体利用の他イベント等にも使用可能！

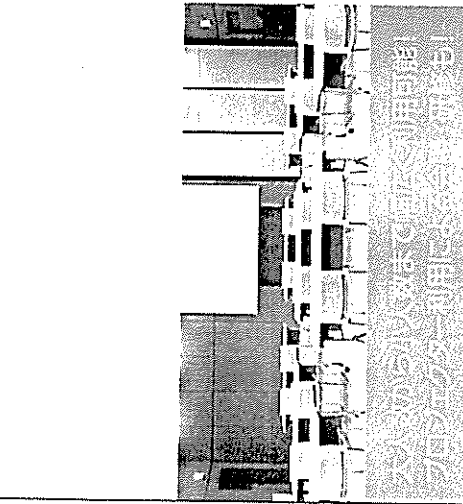
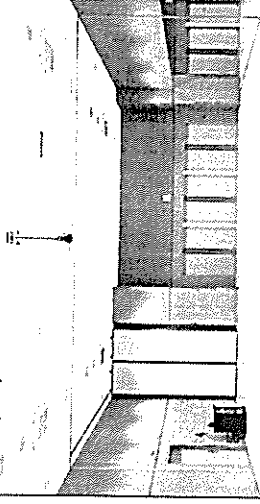
横浜に新しく誕生した本格的な武道場。武道4面分のスペースに約500席の観覧席を備えた施設です。武道の大会や練習利用だけでなく武道以外での利用も可能です。

面積: 864㎡ (16×54m)
天井高: 4.5m
観覧席: 503席 (うち車椅子席3席)
移動観覧席: 2分割
※床面に蒸気用の蒸らしかい木材を使用しているため、ほだし、くつ下でのご利用になります。武道以外でのご利用も可能ですので、ご相談ください。



多目的室 | 1F

Multipurpose room



大会の会場として幅広く活用可能！
大会・団体利用の他イベント等にも使用可能！

ダンスや体操・エアロビクスなどの室内運動や、車道・併用など手軽に楽しめる施設です。壁に鏡が設置されているので、ダンス系の種目での利用に最適。また、スクリンやプロジェクターを使用した会議や研修会でもご利用いただけます。
※防音仕立ては無いため音を逃がれる利用の際はご注意ください。

面積: 189㎡ (11.2×16.9m) 天井高: 4.5m 移動観覧席: 3分割
パーテーション仕切りで3パターンの利用が可能！
全面 (3割) 2面 (2/3割) 1面 (1/3割)



多目的室は、様々なニーズに対応できるように設計されています。壁に鏡が設置されているので、ダンス系の種目での利用に最適です。また、スクリンやプロジェクターを使用した会議や研修会でもご利用いただけます。※防音仕立ては無いため音を逃がれる利用の際はご注意ください。

(仮称)市民体育館建設事業 概要

1 経緯

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過し、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況であった。また、令和元年東日本台風(台風19号)では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指すこととした。

2 事業期間

令和2年度～令和5年度(4か年の継続事業)

・令和2年4月～6月	設計・施工一括プロポーザル
・令和2年8月～令和3年6月	設計業務委託
・令和3年6月～令和5年4月	施工

3 事業費

総事業費 8,250,000千円

【補助金等】

・地方創生拠点整備交付金	1,000,863千円(内閣府)
・市町村有競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金	100,000千円(群馬県)
・企業版ふるさと納税	約4,400,000千円(一般企業)

4 業者選定

設計・施工一括プロポーザルにて、選定委員会(委員5名)により業者を特定

特定業者 関東・梓特定建設工事共同企業体

5 施設のコンセプト

- スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設
 - ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
 - ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設
- 避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設
 - ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
 - ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
 - ・インフラ遮断時にも3日間程度 施設機能を維持できる設備
- 地元チームのホームアリーナとして、「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設
 - ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
 - ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
 - ・賑わいを生む連携された エントランス 広場 サブアリーナ

6 建設概要

- ①施設名称 : 太田市総合体育館 (OPEN HOUSE ARENA OTA)
- ②建設場所 : 太田市運動公園 旧サブグラウンド (太田市飯塚町1059番1地内: 国有地)
- ③構造規模 : 鉄筋コンクリート造 (RC造) 一部鉄骨造 (S造) 及び鉄筋鉄骨コンクリート造 (RSC)
地上3階建
- ④建築面積 : 7,327.23㎡
- ⑤延床面積 : 10,611.61㎡
- ⑥アリーナ仕様

	メインアリーナ 約 2,140 ㎡ 天井高 12.5m	サブアリーナ 約 630 ㎡ 天井高 12.5m
バスケットボールコート	国際基準センターコート 1 面 市民利用 3 面	市民利用 1 面
バレーボールコート (6 人制)	国際基準センターコート 1 面 市民利用 3 面	市民利用 1 面
バドミントンコート	公式試合用 12 面	市民利用 4 面

⑦メインアリーナ客席数

- ・1階 ロールバック席 1,752席
- ・2階 固定席 2,793席 車いす席 26席
- ・3階 ボックス席・ラウンジ席 129席 (合計: 4,700席)

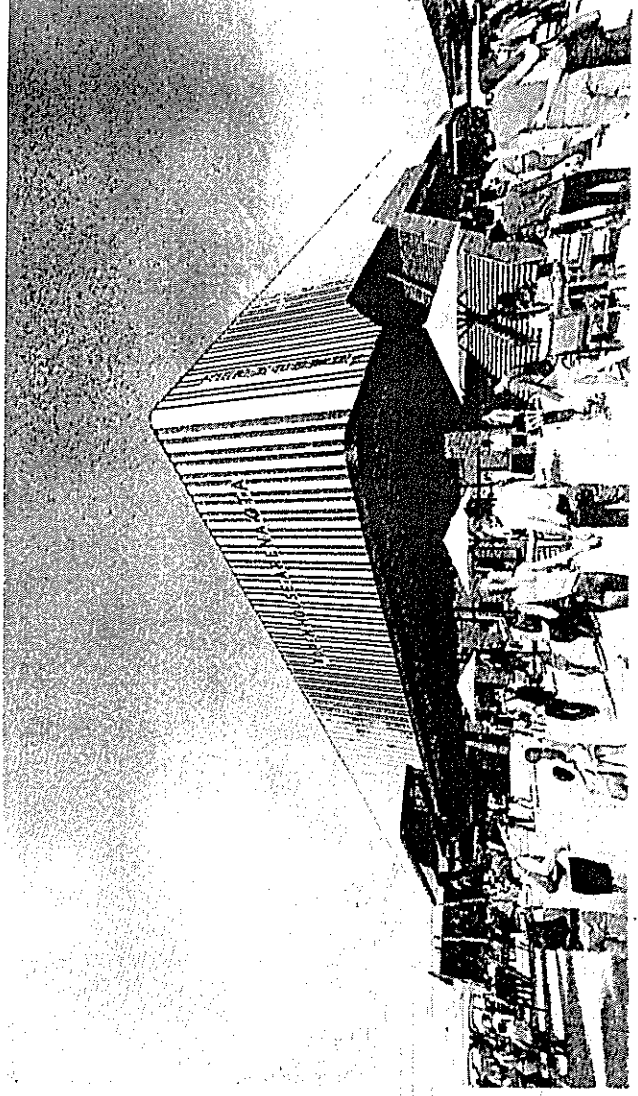
※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席 (294席) 及び2階立見席 (48席) を加え、2階メディア席 (15席) を除いた5,027席を確保

⑧主な設備

- ・全館空調設備 (一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備 72時間稼働可
- ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン (4面3段昇降式)
- ・アリーナの演出照明・音響設備

「企業版ふるさと納税を活用した地方創生の拠点となるアリーナの整備」
～太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)～

群馬県太田市



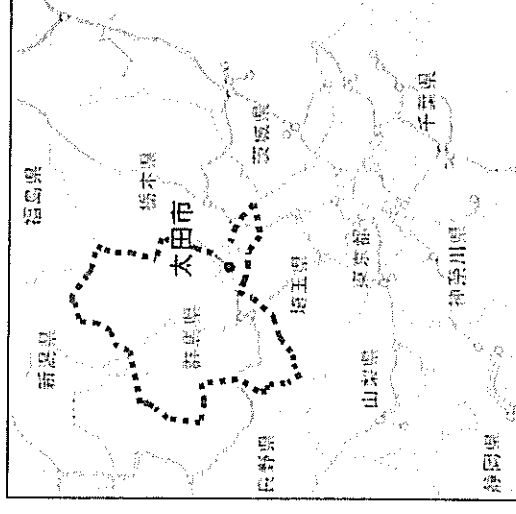
太田市の概要

■位置 関東平野の北部、群馬県南東部に位置する。

■人口 約22万人で高崎市、前橋市に次いで県下第3位

■産業 SUBARUの企業城下町で、
製造品出荷額が約3兆円と全国有数の
工業都市

■課題 人口減少、若者・女性の転出超過、
域内消費（観光消費）額の少なさ など



建設の背景

1 施設の老朽化

- ・既存市民体育館の老朽化、大規模改修または建て替えを検討していた。
- ・令和元年東日本台風被害により、早期に建て替えることとして検討が進んだ。

・自然災害

2 地方創生

- ・太田市版総合戦略でシティプロモーションや交流人口・関係人口の獲得を目指し各種施策に取り組んでいた。
- ・新体育館の整備を機にプロスポーツチーム誘致も視野に入れ、「スポーツによる持続可能なまちづくり」を掲げ地域の活性化を目指すこととした。

建設の背景

3 国の施策

- ・地方創生拠点整備交付金、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）などを活用し、施設を核とした地方創生を行う。
- ・単に建て替えるのではなく、「観るスポーツ」や「スポーツ以外の興行」にも対応し、地域の域内消費拡大（＝経済波及効果、経済の維持）や市民の愛着度・シビックプライドの醸成（＝若者・女性の定着、リターン）、シティプロモーション・ブランド化（＝交流人口・関係人口の増加、リターン）に資する拠点施設として整備することとした。
- ・特に、企業版ふるさと納税について、2020年度税制改正により最大で寄附額の9割が軽減されるなど、より使いやすい仕組みとなったことが後押しとなった。

事業手法等

■従来方式（指定管理者制度）

■ネーミングライツ

建設費内訳のイメージ

○一般的な市民体育館

…合併特例債など自主財源による整備

+

○地方創生・地域活性化に寄与する機能

…地方創生拠点整備交付金・企業版ふるさと納税

（地方創生応援税制）を活用する。

（建設費内訳のイメージ）

太田市 総合体育館 (総事業費82.5億円)	地方創生に 資する機能	地方創生拠点整備交付金 (約10億円)、 企業版ふるさと納税 (約44億円)
	一般的市民 体育館の機能	自主財源など

事業スケジュール

- ・太田市総合戦略において「市のブランド力向上」を掲げる。
- ・既存市民体育館の改修・建替検討を進める。

令和元年東日本台風発生

- ・次期総合計画や次期総合戦略で「スポーツによるまちづくり」を盛り込む。

地域再生計画認定申請、地方創生拠点整備交付金申請

地域再生計画「スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト」認定、

地方創生拠点整備交付金交付決定内示

設計・施工一括プロポーザル公募手続き開始

太田市と群馬クレインサンダースとの包括連携協定締結

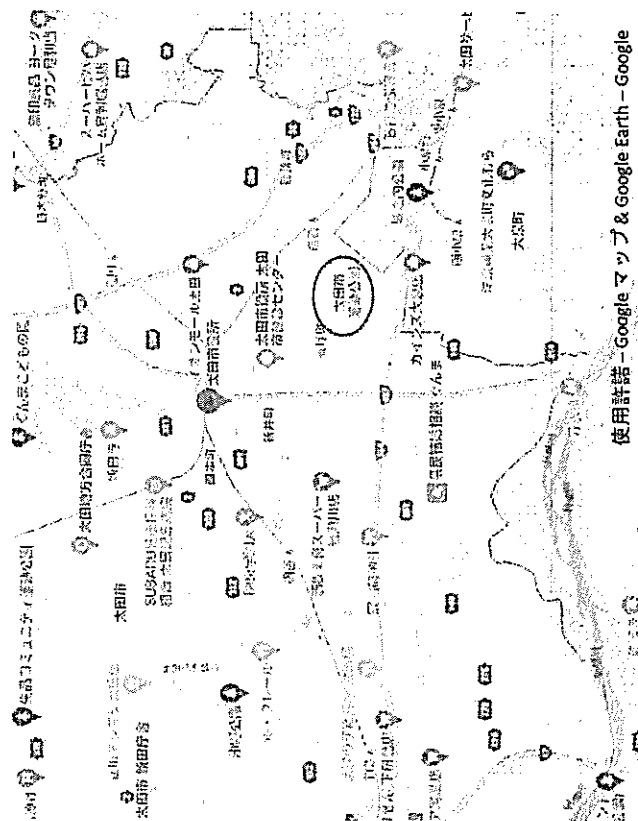
OTAアリーナ（仮称）建設計画正式発表

建設工事着手（～2023年4月まで）

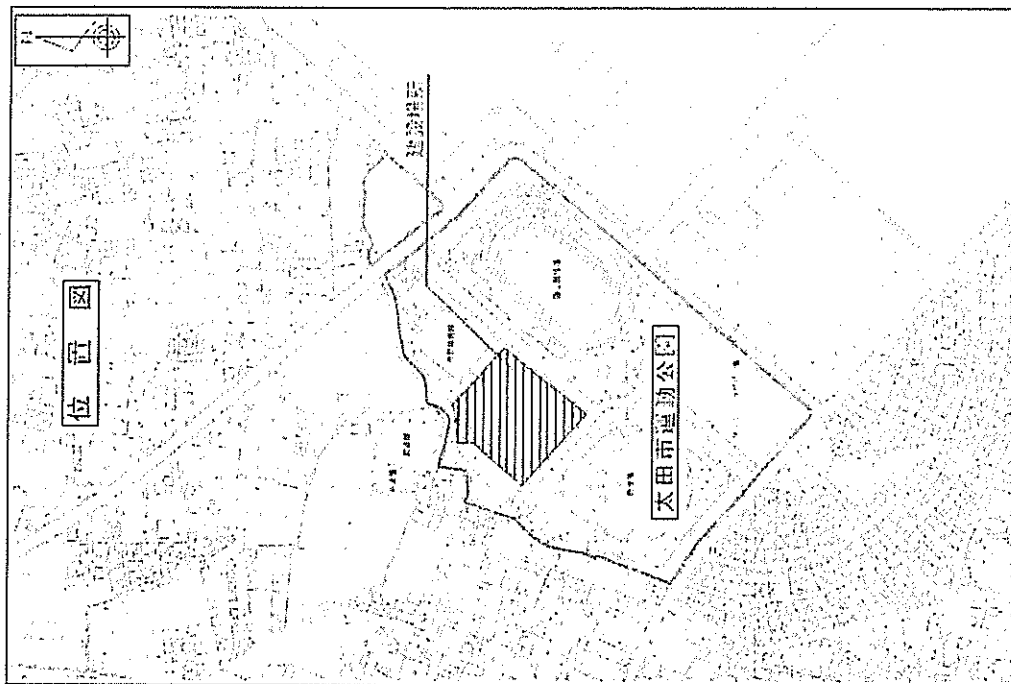
ホームタウン正式移転発表

※2021度から企業版ふるさと納税を活用

案内図



使用許諾 - Google マップ & Google Earth - Google



計画コンセプト

■スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設

- ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設

■避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設

- ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
- ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
- ・インフラ遮断時にも、3日間程度施設機能を維持できる設備

■地元チームのホームアリーナとして「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設

- ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
- ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
- ・賑わいを生む連携された、エントランス・広場・サブアリーナ

施設概要

■ 構造規模 鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC) 3階建て

■ 建築面積 7,327.23㎡

■ 延床面積 10,611.61㎡

■ アリーナ仕様

競技種目	メインアリーナ 約2,140㎡ 天井高12.5m	サブアリーナ 約630㎡ 天井高12.5m
バスケットボール	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バレーボール (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントン	公式試合用 12面	市民利用 4面

■ メインアリーナ客席数

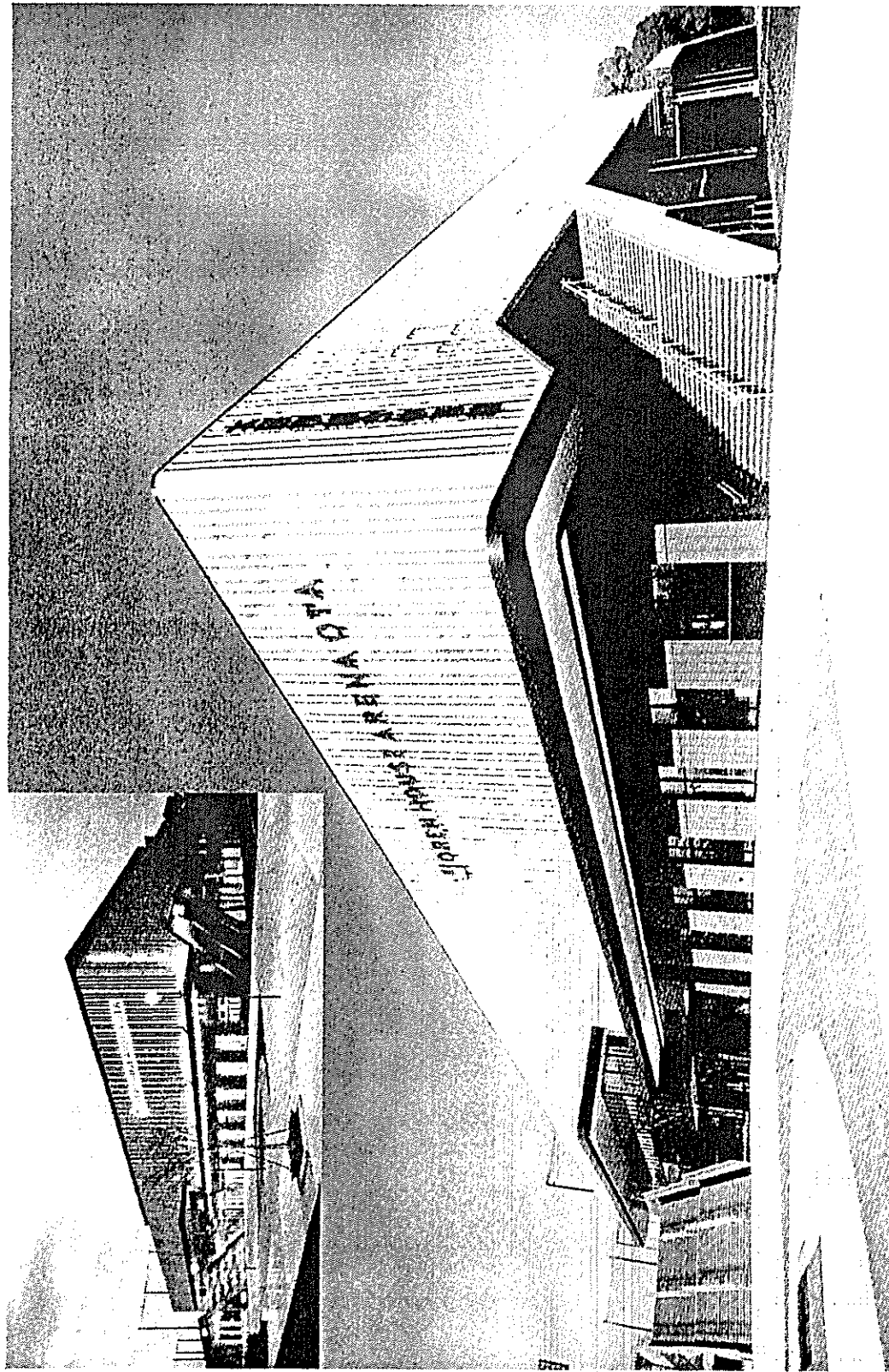
4,700席 (うち車いす席26席)

※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メデア席(15席)を除いた5,027席を確保

■ 主な設備

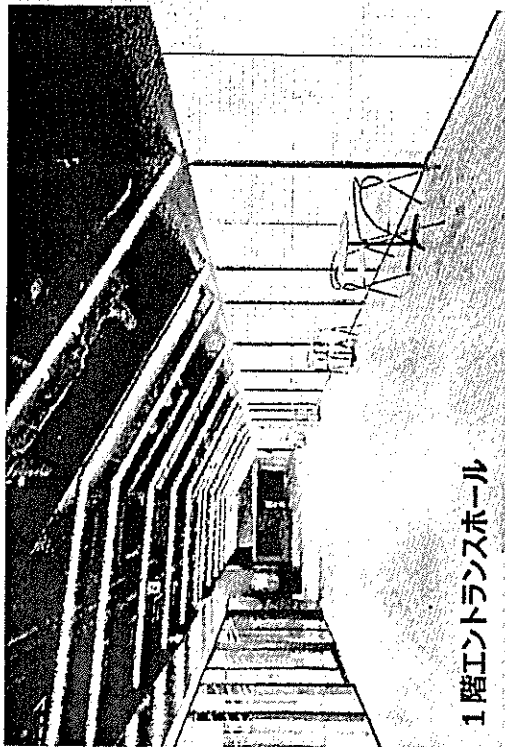
- ・全館空調設備 (一部停電時利用可)
- ・非常用発電設備 (72時間稼働可)
- ・大型センタービジョン (4面3段昇降式)
- ・エレベータ設備
- ・受水槽 雑用水槽 汚水貯留槽
- ・メインアリーナの演出照明・音響設備

施設外観

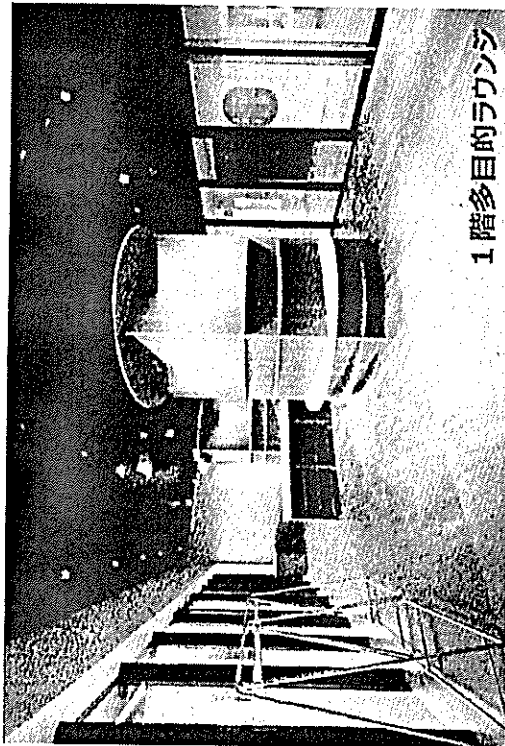


<https://www.city.ota.gunma.jp/>

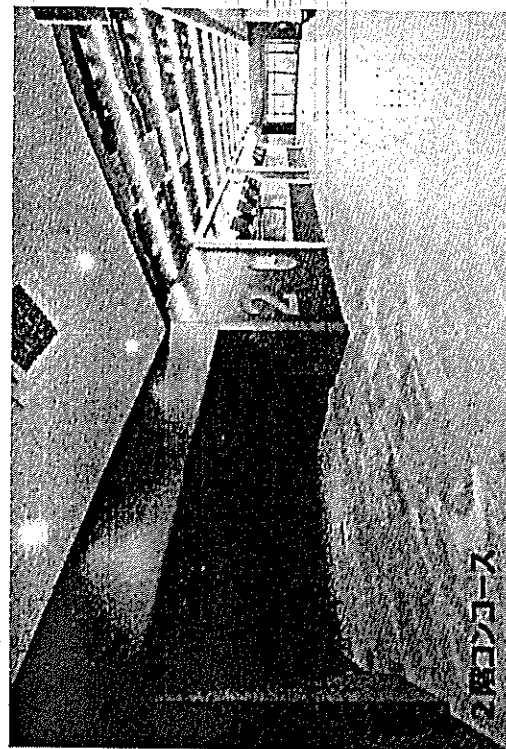
施設内観②



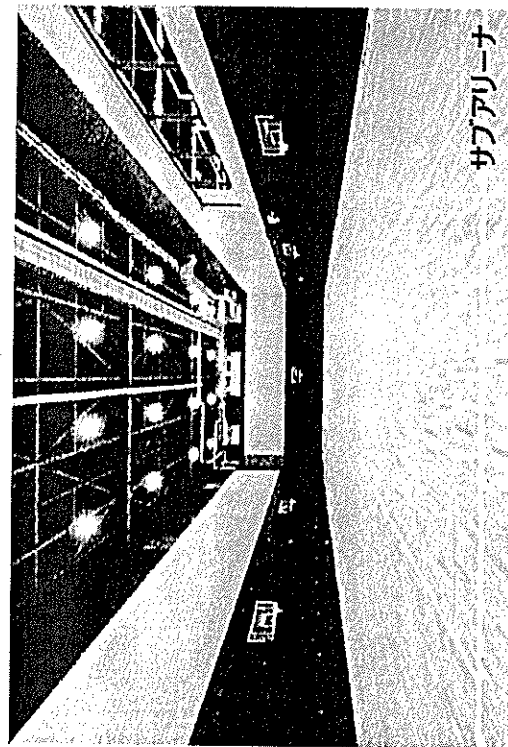
1階エントランスホール



1階多目的ラウンジ

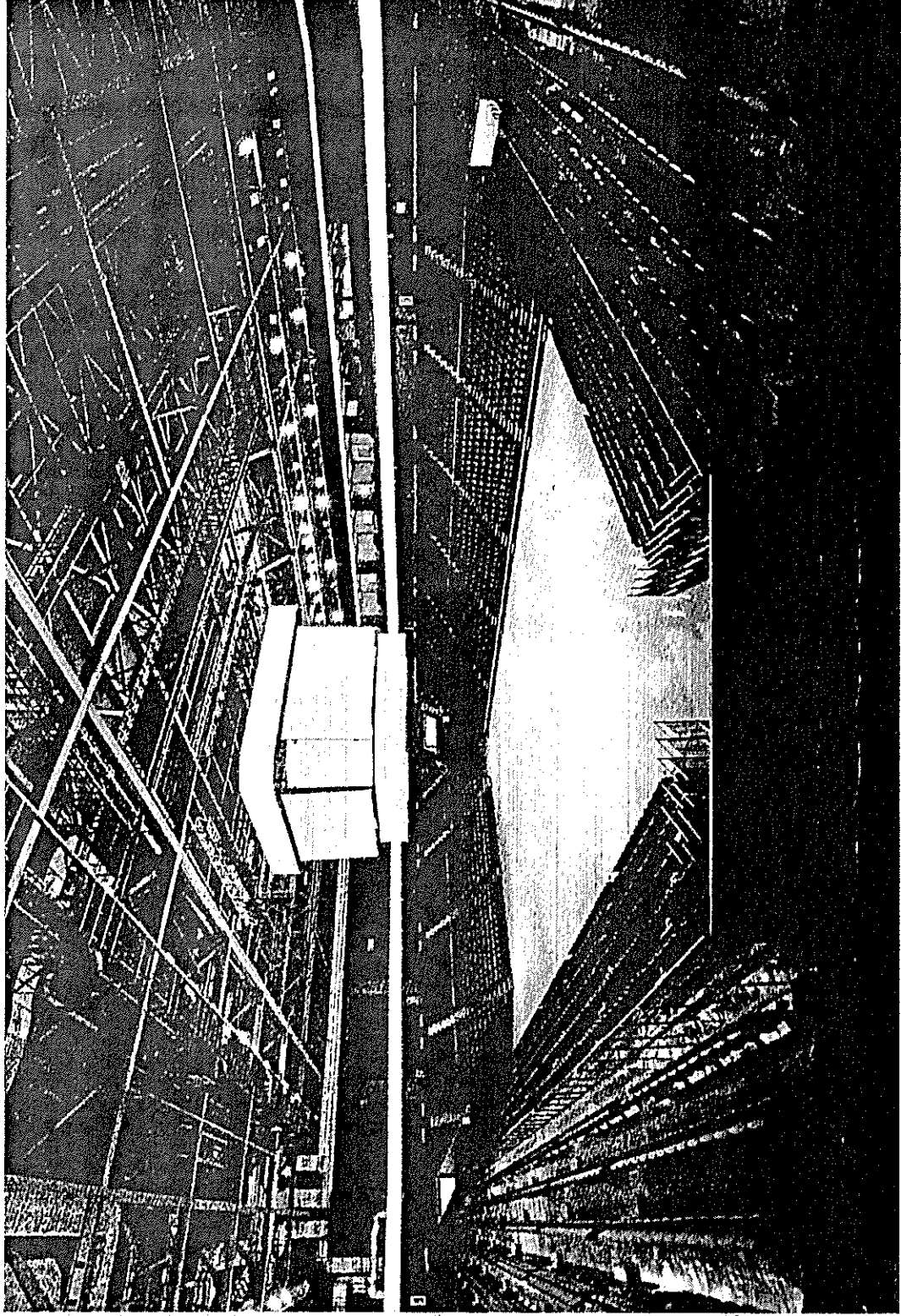


2階コモンエース



サブアリーナ

施設内観①



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 小村尚己					
年 月 日	令和6年5月20日他				
表題と発行部数	奈良県議会自由民主党・無所属の会news vol.2 20,000部				
対象者	生駒郡				
配布方法	新聞折込、駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費（送料込）		45,541円	10,000枚	35
	新聞折込	（株）読宣	64,449円	@3.1円×1,8900部+税	40
	合計106,990円 ※100%充当				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

米田 忠則 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	粒谷 友示 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	田中 惟允 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	萩田 義雄 ●国土・建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	岩田 国夫 ●建設委員会	中野 雅史 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	山本 進章 ●文芸・文化委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会
井岡 正徳 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	乾 浩之 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	 県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください 我々22人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		西川 均 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	池田 慎久 ●経済政策委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	
川口 延良 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	浦西 敦史 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会			小村 尚己 ●経済政策委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	足田 進一 ●文芸・文化委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	
若林 かずみ ●文芸・文化委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	伊藤 将也 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	金山 成樹 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	斎藤 有紀 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	川口 信 ●建設委員会 ●国土・建設・地域公共交通 対策特別委員会	永田 恒 ●民生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会

令和6年度予算の修正案を提案し、可決！

令和6年度予算において、自由民主党・無所属の会は2月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて2月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の2つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。

●3/12～19 予算審査特別委員会

3月12日～19日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した19日の総括質疑では、10時間を超える大激論となりました。令和6年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。

●「再議」で2条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の2つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成28・反対15で再議の可決に必要な2/3に届かず否決されました。一方、総務警察委員会でも可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2件は採択されました。



本会議で修正予算が可決



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会議中

「再議」とは？ 知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議院に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の3分の2以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公苑を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとすることを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。

県防災担当課の配布内容 (令和5年12月5日まで)

五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備

県立橿原公苑を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

政策決定の 問題点

(県立橿原公苑の課題)

面積が小さく応援部隊が滞在できない

液状化の危険

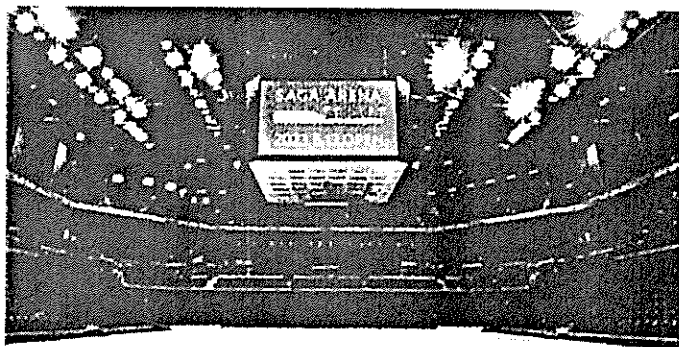
法的に大型ヘリコプターが使用できるか
検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公苑でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和6年7月29日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.26 27,000 部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対する割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	7,930 円	12 面×20 シート×10 冊	80
	広報誌添え状 用 A4 コピー 用紙 2,500 枚	amazon	2,075 円	2,500 枚	81
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	121,582 円	@62×1,961 通	93
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	23,647 円	@73×187 通 @84×119 通	94
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	168 円	@84×2 通	97
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	84 円	@84×1 通	98
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	672 円	@84×8 通	99
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	588 円	@84×7 通	107
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	504 円	@84×6 通	109
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,596 円	@84×19 通	111
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	252 円	@84×3 通	115
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	1,512 円	@84×18 通	118
	印刷・デザイ ン・構成費・ 三つ折り加工	(株)F G	148,500 円	@5×27,000 枚+消費税	125
	長3封筒印 刷・ホワイ ト・カラー印 刷・アドヘア	(株)F G	72,600 円	@11×6,000 枚+消費税	125

	加工			
	振込手数料	南都銀行	220 円	125
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	550 円 @110×5 通	127
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	4,400 円 @110×40 通	141
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	550 円 @110×5 通	148
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	330 円 @110×3 通	149
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	220 円 @110×2 通	150
	広報誌郵送代	日本郵便株式会社	2,420 円 @110×22 通	162
合計 390,400 円 ※95%充当 370,872 円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む			

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

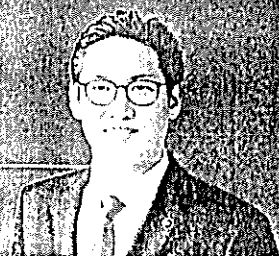
このたび、西和医療圏における課題や、生駒郡四町に関わる要望活動の状況について、県政報告をお届けいたします。

また、ご意見や、ご要望、地域の状況等、お気軽にご連絡いただければ幸いです。これからも是々非々の姿勢を忘れることなく、頑張っております。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己

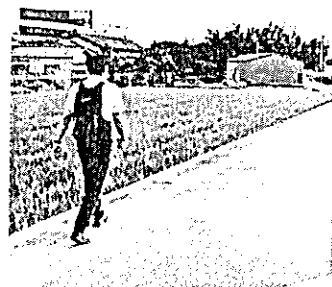


議会報告を自分で配りながら地域を回らせていただいております。

お困りごとやご意見がございましたら、お気軽にご連絡ください。

奈良県議会議員 こむらなおき

日々の活動は
こちらから！



西和医療圏における医療機能の充実を 地域包括ケアの整備



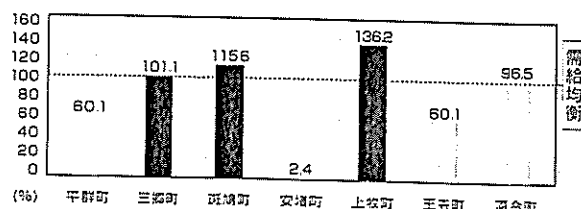
介護や支援が必要になっても、高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供される地域での体制（地域包括ケアシステム）が必要です。各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し取り組んでまいります。

生駒郡4町を含む西和医療圏では各町によって、在宅医療提供状況に差があり、町を超えた包括的な在宅療養支援の体制が必要です。



在宅医療の提供状況

■町内提供体制が一定整っている
□町外の医療機関に依存



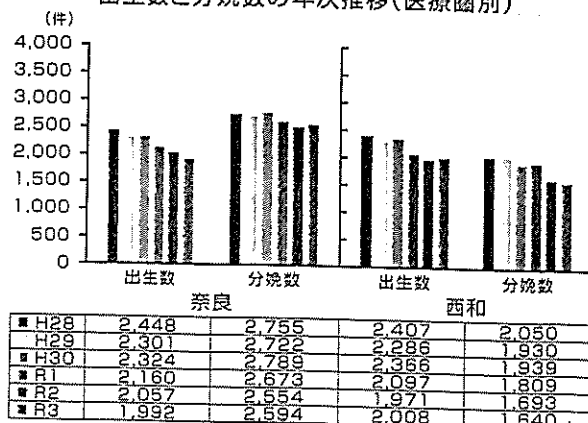
(出所) 奈良県提供資料(国保・後期データを基に県地域医療連携課算出)

周産期医療の課題

西和医療圏において、周産期医療の課題もあります。分娩数より出生数の方が多く、住民が医療圏外で分娩しています。(グラフ参照)これは、民間の産科が他の医療圏と比べて少ないことや、西和医療センターが妊婦検診や産後ケアを行っているものの、正常分娩を受け入れていないことが原因です。

JR法隆寺駅南側に新西和医療センターの建設が決定され、拡張可能な十分な敷地面積が確保されています。新西和医療センターは、これから何十年先も地域の医療を支える存在となります。利用されるすべての人々にとって望ましい病院となるよう、引き続き要望してまいります。

出生数と分娩数の年次推移(医療圏別)

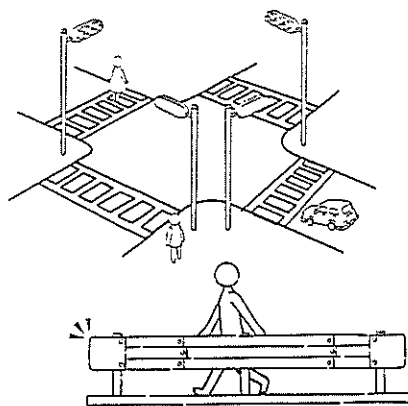


	奈良	西和
出生数	2,448	2,407
分娩数	2,755	2,050

地域活動・要望

地域の皆様からいただきました要望を国会議員や各町長、郡山土木事務所と連携し実現に向け尽力しています。

平群町



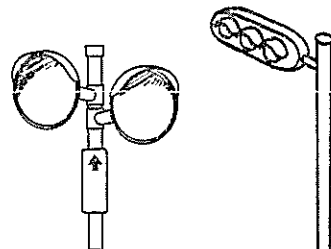
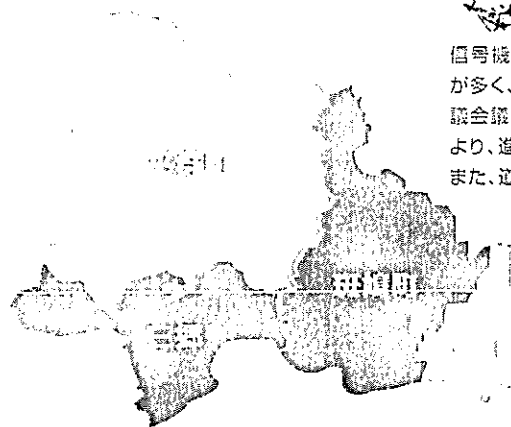
国道168号線の企業誘致
国道168号(県管理道路)沿いの商業施設誘致、それに伴う歩行者空間の確保など安全対策を実施してまいります。

斑鳩町

竜田大橋交差点



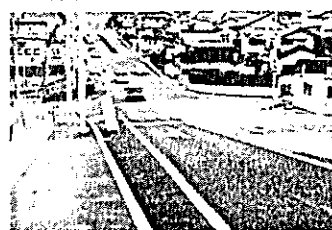
信号機がすべてLED化されました。こちらの交差点は交通量が多く、5差路となっており、非常に事故が多い交差点です。県議会議員1期目には、県道と国道をそれぞれ色分けすることにより、進行方向をわかりやすくする施策も達成いたしました。また、道路の舗装工事も完了いたしました。



三郷町

電柱の移設工事が完了いたしました。右折車による渋滞が慢性的に発生しており、何とかならないかと要望をいただいております。電柱を移設することにより、右折レーンが新設され、渋滞の解消を図ります。

県道236号線 勢野交差点

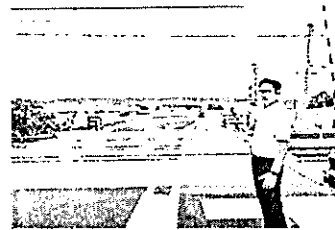


安堵町

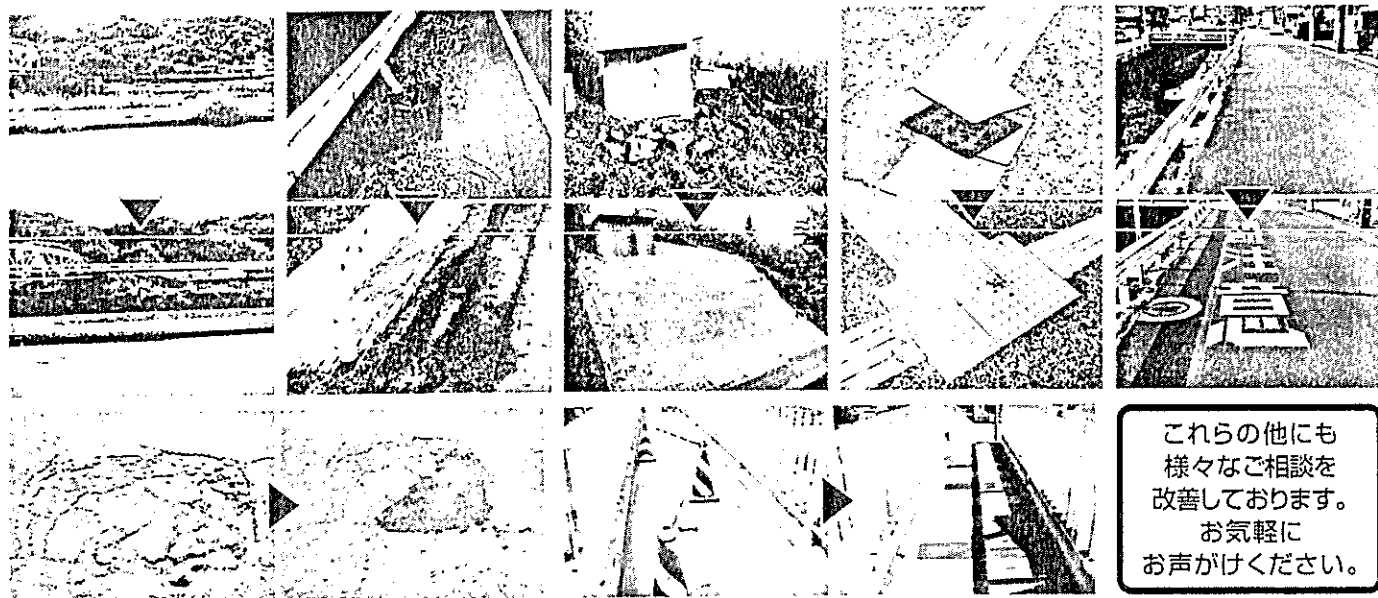
県道108号【大和郡山広陵線】の延伸に奮闘中!!

安堵町内を縦断する区間を延伸し、本線と接続することにより、交通の利便性を高めるため尽力いたします。

安堵町南北線



小さな穴ぼこや通学路のお困りごとなど身近なご要望にも取り組んでいます!



これらの他にも
様々なご相談を
改善しております。
お気軽に
お声がけください。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見や考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動
はこちら



ご意見ご要望
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123
生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379
Mail komura@kyouikujuuku.com

FAX 0745-75-7898

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和6年12月6日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.27 25,790部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌添え状 用A4コピー 用紙2,500枚	amazon	2,038円	2,500枚	158
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	3,555円	12面×100シート	159
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	3,555円	12面×100シート	160
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	162,405円	@81×2,005通	169
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	36,898円	@96×193通 @110×167通	170
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	880円	@110×8通	171
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	550円	@110×5通	172
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	4,070円	@110×37通	182
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	550円	@110×5通	186
	印刷・デザイ ン・構成費・ 三つ折り加工 /併配ポステ ィング	(株)F G	308,759円	@10×3,000枚+消費税 @10×22,790枚+消費税	187
	振込手数料	南都銀行	220円		187
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	5,280円	@110×48通	191
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	220円	@110×2通	200
	合計 528,980円 ※95%充当 502,528円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

政治改革の推進と身近な地域活動の成果について、最近の取り組みをまとめた県政報告をお届けいたします。

また、ご意見や、ご要望、地域の状況等、お気軽にご連絡いただければ幸いです。これからますます是非々の姿勢を忘れることなく、頑張っております。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己

こむら なおき

奈良県議会活動報告

自由民主党・無所属の会



政策新聞

Vol. 27

地域の身近な議員を目指して

日頃から定期的に朝の駅頭活動やポスティングを続けています。

朝から拡声器を使うの演説はご迷惑になると思い、直接ご挨拶をし、議会報告を配ることにしています。

先日、議会報告を受け取っていただいた方からご連絡をいただきました。内容は、お子さまの習い事に関する公共施設の利用についてのご要望でした。

「他の自治体の施設ではできる競技が、ここではできない。」

「特に施設情報や注意書きに記載もなく、一度予約した後に『禁止』と言われて、子どもたちも含めて困惑している」とのお困りの声がありました。

結果として、近隣の市町村を調べ、町と協議したところ、利用できるようになりました。



駅頭での活動はパフォーマンスと言われることもありますが、顔を見た時に「相談し

てみようか」と思っていただけのことかうれしいです。また、それが成果となり、お困りごとが一つ改善できたこともうれしく思います。



SNSを使った政治活動が注目されていますが、やはり地方議員には地道な活動こそが大事だと感じています。

これから活動にご理解いただけましたら幸いです。何かありましたら、お気軽にお声がけください。

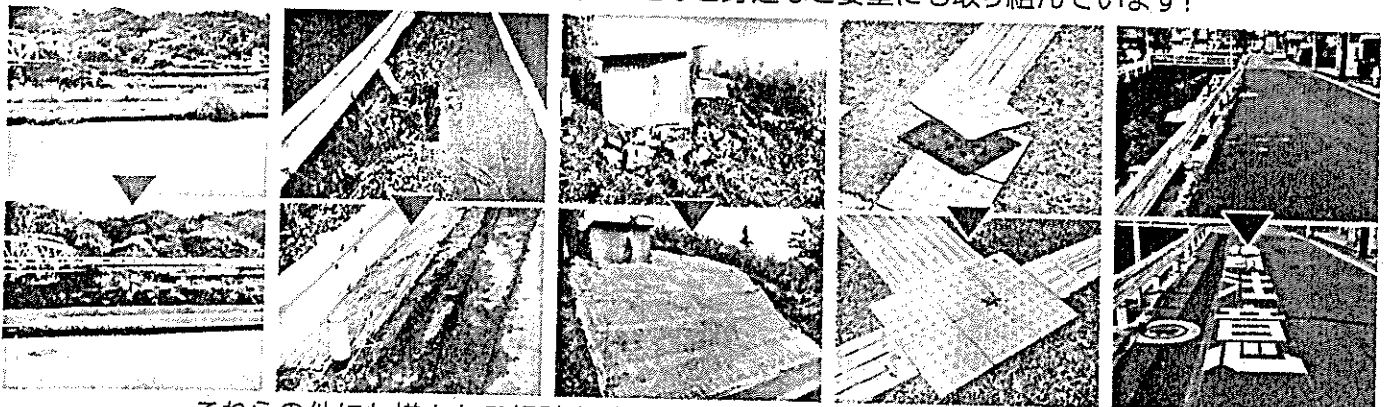
日々の活動
はこちら



ご意見ご要望
はこちら



小さな穴ぼこや通学路のお困りごとなど身近なご要望にも取り組んでいます！



これらの他にも様々なご相談を改善しております。お気軽にお声がけください。

現在、議会改革推進会議の委員長をさせていただいています。

政治改革!!

奈良県議会
改革の推進を!

皆さまも「選挙は
ネットで投票とか
できないの?」「役
所に行かずともス
マホひとつで手続
きできたらいいな
」
と思ったことあり
ませんか?

実際に、政治行政
に関するものは、か
なり時代遅れで本
当に無駄が多いで
す。

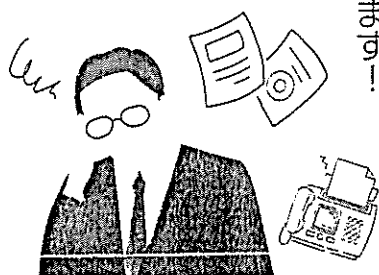
紙資料、郵送物の
多さ、連絡手段にF
AXを使っている、
無駄な儀礼的行為
など:

「古いからダメ」
と単に批判するわ
けではありません。
伝統や文化でいえ
ば、もちろん後世に
残しておく必要が

ありますし、昔から
行われていること
でも現在に通用す
るものはあると思
います。

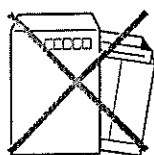
しかし、いつまで
も昔のやり方を続
けるのではなく、決
断をもって変えて
いくことも政治家
の使命です。

その上で、こむら
が委員長を務めて
いる議会改革推進
会議では、時代にあ
った議会にすべく
様々な議論してい
ます!



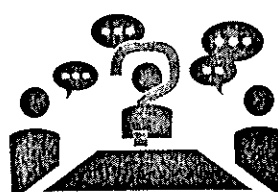
廃止!

- ・儀礼的行為
- ・郵送料を削減
大量の資料の郵送→メール
- ・議会会議録(製本版)



議論中!

- ・議会のペーパーレス化
- ・通年議会制について



これまでの委員長も改革を行ってこられましたが、私はできることはすぐに
実行します。決断したら即行動・即改革で、期限を定めて議論の結論を出したい
と考えています。決断力、行動力、実行力は、私が議員として持つ長所だと思っ
ています。

本会議場にて一般質問

兵庫県広域防災センターにて
勉強会・意見交換会

会派勉強会立ち上げ
防災チームリーダーを任命

石川県水町へ有識者助成金の寄贈

石川県水町、珠洲市、
輪島市の被害状況視察

国土交通省・防衛省にて
会派勉強会・意見交換会



生駒郡を、力強く前へ 一 所懸命、活動中!

関西広域連合議会にて一般質問

総合防災特別委員会委員長を任命

会派会議の一瞬

会派勉強会

本会議場にて反対討論

道の駅・クロスウェイなまがひ駅

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

小村尚己事務所 〒636-0123
生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898
Mail komura@kyouikujiyuku.com

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 小村 尚己					
年 月 日	令和 7 年 2 月 16 日他				
表題と発行部数	こむらなおき 奈良県議会活動報告書 vol.28 3,500 部				
対象者	主に生駒郡				
配布方法	郵送・ポスティング・駅頭配布				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前 (大きく表記されているもの) と顔写真の用紙に対しての割合で計算 5%以下なので 95%で充当				
内容	県議会本会議、委員会での質疑など、県政についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収 書番 号
	広報誌郵送用 宛名ラベル代	amazon	7,900 円	12 面×20 シート×10 冊	204
	広報誌添え状 用 A4 コピー 用紙 2,500 枚	amazon	2,447 円	2,500 枚	205
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	17,792 円	@96×167 通 @110×16 通	208
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	161,433 円	@81×1,993 通	209
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	660 円	@110×6 通	216
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	330 円	@110×3 通	221
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	660 円	@110×6 通	230
	印刷・デザイ ン・構成費・ 三つ折り加工	(株)F G	77,000 円	@20×3,500 枚+消費税	236
	振込手数料	南都銀行	220 円		236
	合計 268,442 円 ※95%充当 255,018 円				
備考	添付資料：広報誌 振込手数料含む				

注 発行した広報紙を添付してください。

いつもお世話になりありがとうございます。

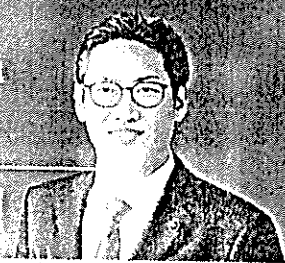
十二月議会で語題となりました日韓交流事業についての報告書を送付させていただきます。

また、ご意見や、ご要望、地域の状況等、お気軽にご連絡いただけたら幸いです。これからも是々非々の姿勢を忘れることなく、頑張っております。

最後になりましたが、お身体ご自愛の上、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県議会議員

小村尚己



奈良公園

K-POP無料ライブ

断固 反対!



12月議会で突如、山下知事から韓国忠清南道と奈良県知事間で合意を得られているということで、提案された奈良公園でのK-POP無料ライブ案

私はこの事業について、断固反対です。審議するに値しないと考えています。2月議会では、この事業について中止になるよう引き続き議論を尽くしてまいります。

イベント概要

総額 約2億7500万円

内容 K-POPアーティストによる
無料ライブ(アーティスト未定)
客数は9000人限定

反対の理由

- 費用対効果
- 他の友好都市との交流事業とのバランス
- 山下知事が廃止した天平祭との比較
- なぜ奈良公園なのか?

K-POP事業の費用対効果は?

以前、こむらの質問に対して、山下知事は「イベントはなるべく公費を使わずに入場収入で経費をまかなえないと持続可能性がない」と答弁しています。



令和6年2月定例会一般質問
26分ごろからご覧ください

イベント開催における問題点

- 1 韓国側の事情で営利目的のイベントにはできない  **入場収入で経費をまかなえない!!**
- 2 たった1日だけのイベントに約2億7500万円
- 3 来場者9,000人の選考基準  **県民限定なのか!?**
- 4 なぜ急いでK-POP事業をしなければいけないのか!? **そもそも韓国・忠清南道との友好提携は、15周年ではない!!**

このイベントは奈良県と韓国・忠清南道との15周年事業ということですが、開催予定の2025年は友好提携14年目です。県は他の都市とも友好提携を結んでいます。

ベトナム	フートー州	2024年	10周年
スイス	ベルン州	2025年	15周年
中国	陝西省	2026年	15周年
韓国	忠清南道	2025年	14年目

 **2025年にやるなら
スイス・ベルン州では?**



他の都市との交流イベントは議案にあがってません。
なぜ、日韓交流だけなのか? 14年目に15周年イベントをやるのか?

5 山下知事が廃止した奈良文化の発信である天平祭との比較

天平祭は2010年の平城遷都1300年事業を機に「平城京天平祭」に名称を変更し、開催されていたイベントで、天平行列を中心に奈良時代の歴史や文化を体感していただくものでした。

	平城京天平祭		日韓交流K-POP事業
予 算	約1億3,300万円	約2倍	約2億7,500万円
来場者数	約11万7,500人	約90%以上	9,000人
	累計 約154万人の来場者数		1日限りのイベント

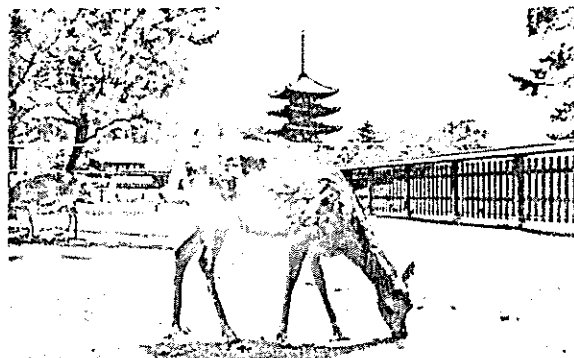
費用対効果を理由に、多くの事業を停止してきた山下知事ですが、果たして、どのような考えでこの事業の費用対効果は高くなると見込めたのでしょうか？

6 なぜ鹿の聖地、奈良公園に仮設ステージを作るのか？

今回は奈良公園での開催を予定しています。

大型ステージの設置、9,000人の観客が一斉にライブを楽しむことなどにより、鹿の餌場でもある芝生が荒れてしまいます。それに伴う修繕費など、さらに多くの経費がかかる可能性があります。もちろん、大音量が与える鹿への生態系の影響も考えられます。

知事の理由とする百済との交流場所は飛鳥です。飛鳥で開催すれば良いというわけではありませんが、奈良県民にとって、故郷のイメージでもある奈良公園で、なぜK-POP事業を無理やりするのか理解できません。



こむらのコラム

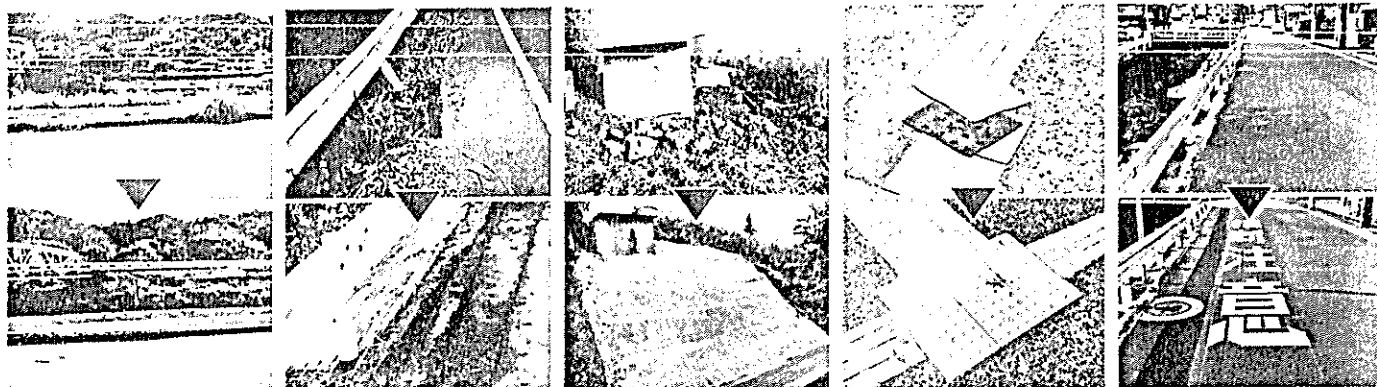


自由民主党・無所属の会会派は、今回の事業について『賛成8:反対12』と意見が分かれてしまいました。賛成した議員の方々には何とか反対していただくように、当初から会派内で声をあげましたが、力が及びませんでした。

国民や県民でなく、党や周りの顔色をうかがい、政策本位で議案に向き合わないままでいいのか。どちらを向いて仕事をしているのか。私自身、自問自答しながら、今後も活動が続けてまいります。

かつて田中角栄氏は「自民党なんて潰れたって日本が潰れなければいい」と言いました。真に県民のために、誰に何を言われようが今の自民党をぶっ壊すつもりで走り続けます。

小さな穴ぼこや通学路のお困りごとなど身近なご要望にも取り組んでいます！



これらの他にも様々なご相談を改善しております。お気軽にお声がけください。

活動協力をお願い

この活動報告はすべての世帯に配られるものではありません。少しでも多くのご意見やお考えを県政に届けるため、生駒郡4町のこと、奈良県政のことを知っていただくため、お知り合いや自治会などでの近くでの催しものなどの集まりにもお気軽にお声がけください。

各種SNS

日々の活動
はこちら



ご意見ご要望
はこちら



小村尚己事務所 〒636-0123 生駒郡斑鳩町興留7-7-2

携帯 080-6234-2379 FAX 0745-75-7898
Mail komura@kyouikujuuku.com 令和7年2月発行

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等） 会派・議員名 小村尚己					
年 月 日	令和7年3月17日他				
表題と発行部数	奈良県議会自由民主党・無所属の会 news vol.3 17,000部				
対象者	生駒郡				
配布方法	新聞折込				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	県議会会派ニュースとしてすべて政務活動				
内容	県議会についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	刷費（送料込）	株式会社プリントパック	64,050円	17,000枚	224
	新聞折込	（株）読宣	57,970円	@3.1円×17,000部+税	228
	合計 122,020円 ※100%充当				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



防災拠点での“大規模メガソーラー計画”に反対 県は断念へ

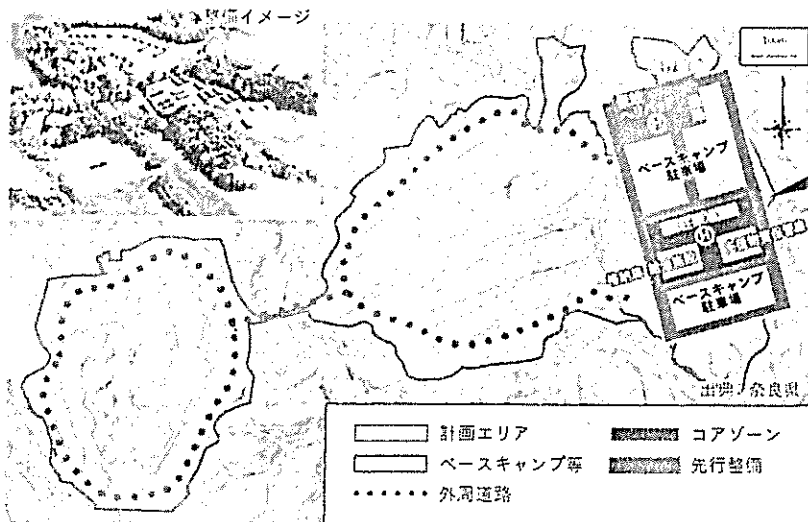


(イメージ)

南海トラフ巨大地震などに対応しようと、奈良県は五條市に敷地面積約64haの防災拠点を整備する計画で土地を取得しました。その重要な土地に、山下知事が突如として打ち出したのが「25haのメガソーラー計画」と1haのヘリポート案です。

私たち、奈良県議会 自由民主党・無所属の会は、そもそも防災拠点の面積や機能が大幅に足りていない中、県が「メガソーラー計画」を推し進めることに一貫して反対してきました。その上で、防災の

専門家による会議を新たに設置し、必要な機能などを再検討すべきと提案しました。この専門家会議の結果、メガソーラーの規模は0.21haとなり、当初の120分の1へと大幅に縮小されました。五條市では、先行して9.5haの防災拠点(コアゾーン)を整備することになり、今後は他府県等も応援できる環境を整えようという議論が始まろうとしています。



●コアゾーン(南部中核拠点の核となる区域)の機能と規模

機能	施設名	規模
進出・救助 活動拠点	ベースキャンプ 駐車場	7.7ha
物資輸送拠点	支援物資保管庫	1,600㎡
航空搬送拠点	ヘリパッド 駐機場	1.5ha
	格納庫	500㎡
(航空支援拠点)	給油施設	800㎡
計		9.49ha

●整備の基本方針

防災機能を早期に整備し、県内外への支援力も向上させる。



第1段階
ヘリパッドと通路の先行整備



第2段階
コアゾーンの整備



第3段階
近隣府県への応援部隊受け入れ
環境の整備

さらに、2月17日には、奈良県消防学校も、この防災拠点のすぐそばに設置されることが発表されました。訓練などの平時利用のほか、災害時に応援部隊に活用してもらうことができ、私たちが当初より提案していた内容となりました。奈良県や県民にとって良いことは進める、悪いことはブレーキをかけるという議会のチェック機能を果たすべく、活動してまいります。

2023年5月

- ・ 山下知事が就任し、五條県有地で計画されていた広域防災拠点計画の白紙撤回
- ・ その後、具体的な活用策は示されず

2024年1月

- ・ 突如、同じ土地に約25haの大規模メガソーラー計画を発表
- ・ 県立橿原運動公園を主要な唯一の防災拠点とする方針

2024年3月

- ・ 県議会で防災拠点を充実させるための修正予算案を提案

2024年4月～

- ・ 有識者会議が設置され、専門家からもメガソーラー計画の妥当性に懐疑的な意見
- ・ 橿原市と五條市の2箇所に中核防災拠点を整備すべきという意見

2025年2月

- ・ メガソーラー計画を事実上断念すると知事が発表
- ・ 非常用発電設備として0.21ha(約120分の1)の太陽光発電施設の設置にとどまることに
- ・ 老朽化した宇陀市にある消防学校の移転先として五條市の防災拠点に一体整備を発表

揺れるアリーナ建設

2031年に開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会にあわせ、アリーナを新しく建設する構想がありましたが、知事の就任後、この関連予算が執行停止され、県立橿原公園など「既存施設を活用する方針」が示されたことを受けて、議会で下記のような問題点を指摘しました。

既存施設の主な問題点

- ❶ 既存施設は1984年のわかさ国体時に建設され、既に老朽化している
- ❷ バリアフリーへの対応が不十分で環境が整っていない など

その後、奈良県は橿原公園の第1・第2体育館を統合して新たなアリーナ施設の建設を発表しました。しかし、新たな案も十分な計画とは言えず、議会で問題点を指摘しました。

新たな案の問題点

- ❶ 用地面積が不足して十分な環境整備や観客席数の確保が難しい
- ❷ 駐車場の必要台数を確保できない
- ❸ バスケットボールなどトップリーグ参加に必要な5000席が整備できない

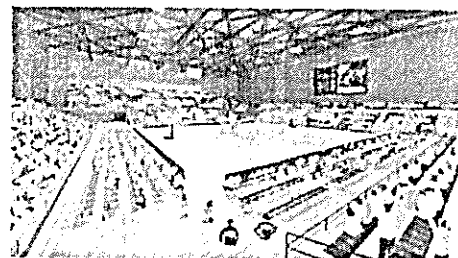
これらで指摘した結果

- 県立医大新駅の西側に新アリーナを建設へ
- ・5000人以上の観客席
- ・バスケットコートメインアリーナに3面、サブアリーナに1面整備

この一連の県の動きは、まるで思い付きのように方針が転々と変わる中で、具体的なビジョンが見えにくい現状を明らかにしています。プロのアスリートがその才能を最大限に輝かせる舞台となり、子どもたちが夢と希望を抱く新アリーナとなるべく、会派一丸となって不断の努力をしていきます。

新アリーナ建設をめぐる日程

- 2023年5月
 - ・山下知事が就任し、多機能複合型アリーナを含むスポーツ施設整備推進予算を白紙撤回
 - ・新設はせず、既存施設で活用する方針を示す
- 2024年1月
 - ・橿原公園内の第1体育館、第2体育館を解体・統合し、新設する方針を発表
- 2024年3月
 - ・予算案修正
 - ・橿原公園以外の適地検討を提案
- 2024年11月
 - ・近鉄 医大新駅西側へ新アリーナ建設予定地を変更



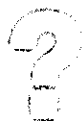
(県のイメージ図)

令和5年度決算を不認定！

山下知事は就任後、予算執行停止により、いくつもの計画を白紙撤回しました。代替案が示されないものも少なく、その後に提示された案は計画性も実現性にも欠けるものでした。

決算とは？

県が1年間でどのようにお金を使ったかをまとめた県の最終報告書です。



決算の「不認定」とは？

県議会がその報告書に対し、十分な説明や透明性が欠けていると判断し、正式な承認をしなかった状態を意味します。



- ・予算執行停止後に何をめざすのかというビジョンがなかった
- ・知事の指示で、事業を停止した理由や記録が十分に残されず、合理的な説明がなかった

賛成少数で不認定



決算不認定は、県政運営の改善が急務であるとともに、次年度の予算案編成ではこの指摘を活かしてもらいたいというメッセージです。県民の皆さんが納めるお金が、奈良県の未来につながる形で使われるよう、今後も厳しい目で県政を監視し、必要な取り組みを求めてまいります。

奈良県政の発展に向けて県民目線でより良い政策提案に取り組んでまいります



▲ 会派勉強会のようす

第11号様式の11（第5条関係）

令和6年度事務所(駐車場)状況報告書

会派・議員名 小村 尚己

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 生駒郡斑鳩町興留 6-402-1
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先所有者 ☒ 第三者） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☐ 事務所全体面積 m^2 (a) うち政務活動使用面積 m^2 (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) $(b)/(a) = \quad / \quad \rightarrow \quad \text{按分率} \quad /$
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 $/$ （按分率の考え方： ）
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 $/$ ☒ 来客兼用 按分率 $1/2$ （按分率の考え方：後援会活動との按分）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 $/$ （按分率の考え方： ）
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

興留 6 丁目 露天駐車場 / ガレージ 賃貸借契約書

甲 借主 小村尚己

乙 貸主

第 1 条 甲は乙の所有する下記表示の物件（以下本物件という）を自動車の駐車の用に供する為に借り受け、他の用途に使用しないことを約した。

【物件表示】

奈良県生駒郡斑鳩町興留 6 丁目 402-1

興留 6 丁目 露天駐車場 / ガレージ No.10 号

第 2 条 本物件の使用期間を、令和 2 年 3 月 1 日より令和 3 年 2 月 28 日までの 12 ヶ月間とする。ただし、本契約期間満了の日までに甲乙の何れかに異議がなければ本契約を更新することができる。

第 3 条 本物件を一台につき月額 7,000 円也とし 1 台分計金 7,000 円也を毎月末日までに翌月分を乙が指定した下記の銀行口座に支払わなければならない。なお、同上期日までに賃料の納入なき場合は、直ちに催告無しに乙が本契約を解除されても甲は異議なく承諾するものとする。

【指定口座】

南都銀行

いかるが不動産 宛

第 4 条 甲は本物件を乙の事前承諾を得た用途以外に使用することはできない。

第 5 条 本駐車場内での天災、火災、盗難、違法駐車その他一切の甲の損害についてはその原因の如何を問わず乙がその責めを負わない事を甲は承諾する。

第 6 条 甲は車両の敷地内への出入り保管に十分注意し、甲並びに甲の関係人が万一、故意又は過失により敷地内の施設若しくは他の車両に損害を与えたときは甲の責任において速やかにその補償をすべきものとする。

第 7 条 甲乙の何れかが本契約を途中解約しようとするときは、その相手方に対し 1 ヶ月以上前に通知しなければならない。ただし、甲の違約による契約解除の場合は乙が解除通告を甲に発送した時とする。また、本契約が終了した時には甲は乙に対し明け渡し移転料等の一切の金員を請求することはできない。

第 8 条 本契約の期間満了又は解約、解除による本契約終了後も甲の車両等の残置ある場

合にはこれを乙の方法にて適宜処分しても甲は異議がないものとし、またこれに要したる実費並びに損害金は全て甲の負担とする。

第9条 本契約の保証金として金 7,000 円也を甲は乙に預託し、乙はこれを受領した。本金員は甲が乙に対する本契約終了による一切の債務を精算したとき利息を賦せず甲に全額返還するものとする。ただし、甲の未払い債務があるときは本金より弁済充当するものとする。

第10条 甲が乙に車庫証明等の証明類の発行を求めたときには、乙は必要に応じ駐車料6ヶ月分の前納を求めることができるとし、その証明料は1台につき金 12,000 円也とする。

本契約を証するため甲乙双方署名押印の上本契約書2通を作成し、各々各1通を所持するものとする。

令和2年2月 日

甲

住所

氏名

Tel

乙

住所

氏名

管理者

住所

氏名

Tel

奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目15番33号

㈱ いかるが不動産

代表取締役 東 丈司

0745-74-0056



令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 小村 尚己

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[REDACTED]
② 雇用形態	☒ 直接雇用（業務委託契約） ☐ 派遣等	
③ 雇用期間	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	
④ 職務内容	政務活動および後援会活動事務作業（契約書参照）	
⑤ 給料（賃金）	121,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）	
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （後援会活動と按分） → 按分率 1 / 2	
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 業務委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

小村尚己(以下、「甲」とする)と[REDACTED](以下、「乙」とする)とは、
甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約(以下、「本契約」とする)を締結する。

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条(業務の内容)

- 一. 甲は乙に対して、以下に定める業務(以下、「本業務」とする)を委託し、乙はこれを受託する。
 - ①甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ②甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二. 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条(業務の内容)

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条(再委託)

乙は甲に事前通知なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条(業務委託料および支払い方法)

- 一. 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 127,000- (税込) 支払うものとする。
- 二. 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条(資料などの貸与・保管・返却・廃棄)

- 一. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等(以下、「資料等」とする)を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二. 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条(秘密保持)

- 一. 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三. 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（解約）

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 5月 7日

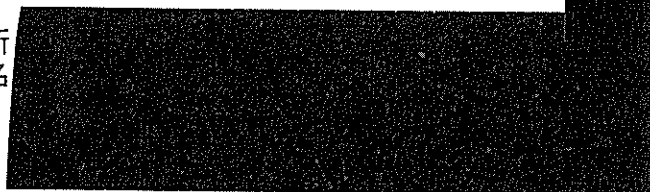
甲（委託者）

住所
氏名

奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-7-2
小村 尚己

乙（受託者）

住所
氏名



住所変更通知書

2024 年 6 月吉日

奈良県議会議員 小村 尚己 様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私の住所につきまして、下記の通り変更がございましたので、謹んでご通知申し上げます。今後とも変わらぬご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中にてご通知申し上げます。

敬具

記

1. 新住所

[Redacted Address]

2. 旧住所

[Redacted Address]

3. 変更日

2024 年 6 月 7 日より有効

4. 連絡先

[Redacted Contact Information]

[Redacted Signature]

政務活動費備品台帳(令和6年度)

議員名:小村尚己

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分の状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	ノートパソコン	Inspiron 14 5445	1	143,416	143,416	令和7年3月26日				事務所	Dell
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売却、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。